

金融商品取引法及び 証券取引等監視委員会の活動状況

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券取引等監視委員会

委員 橋本 尚

令和8(2026)年4月15日

I. はじめに	・・・	P2
II. 金融商品取引法について	・・・	P5
III. 証券取引等監視委員会について	・・・	P31
IV. 証券取引等監視委員会の活動状況	・・・	P38
V. 証券取引等監視委員会中期活動方針(第12期)	・・・	P57
VI. 勧告・告発等事例	・・・	P65
VII. 開示の適正確保のためのメッセージ	・・・	P90
VIII. 参考資料	・・・	P98

I. はじめに

1. 公認会計士等の不正行為

- ◆ 某監査法人のスタッフが、補習所の最終試験を受験する者15名を対象に、受験予備校の教材、講義等音声データなどを不正コピーし廉価で販売していた。ひとりが予備校に行き、資料等を収集。テキスト等は、印刷業者に委託して作成していた。(2017.10.26 朝日新聞)
- ◆ 実務補習生10数名が、課題研究として補習所に提出する論文を、ネット等で見つけた論文のカット&ペーストしたり、引き写したりしていた。調査の結果、数十人の論文で盗用と見られる箇所が見つかった。(2017.11.11 朝日新聞)
- ◆ 継続的専門研修(CPE)の単位を取得するため、オンラインのeラーニングで二重にログインして2つの講座を同時に受講している例が見つかった。一般の会計士から、パートナークラスまで数十名が、複数年にわたって行っていた。(2020.9.10 日経新聞)

2. 公認会計士には覚悟が必要！

- ◆ 他人に法令遵守、正しい倫理観の保持を求める公認会計士は、自ら率先して法令遵守、正しい倫理観の保持に努めなければならない。
- ◆ それができなければ、第三者の信頼を得ることはできず、監査人としての威厳、プレゼンスを保つことはできない。

※ 公認会計士倫理規則 《セクション 110 基本原則》

《一般的規定》110.1 A1

(5) 職業的専門家としての行動

- ① 関連する法令等を遵守すること。
- ② 全ての専門業務及びビジネス上の関係において、公共の利益のために行動するという職業的専門家の責任を全うするように行動すること。
- ③ 職業的専門家に対する社会的信用を傷付ける可能性があることを会員が知っている、又は当然に知っているべき行動をしないこと。

Ⅱ. 金融商品取引法について

1. 金融商品取引法の目的

◆ 第1条(目的)

この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、

有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、

もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

※ 以降、金融商品取引法を「金商法」又は「法」と略す。

2. 金商法の構成・体系各章毎の記載内容

主な章	章名(規定内容)
第1章	総則 (目的・定義等)
第2章	企業内容等の開示 ➡ 開示規制
第3章	金融商品取引業者等
第4章	金融商品取引業協会
第5章	金融商品取引所
	金融商品取引業者等への規制
第6章	有価証券の取引等に関する規制 ➡ 不公正取引規制
第6章の2	課徴金 ➡ 課徴金納付命令、審判手続
第7章	雑則 ➡ 無登録業者等への調査、裁判所の禁止・停止命令、外国当局との協力、法令違反等事実発見への対応
第8章	罰則 ➡ 刑事罰
第9章	犯則事件の調査等

3. 開示規制 (1) 開示規制とは？

- ◆ 有価証券の発行・流通市場において、一般投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため
- ◆ 有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務づけ、会計監査を受けさせることにより
- ◆ 有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ適時に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度

3. 開示規制 (2) 主な法定開示書類

主な法定開示書類とその提出根拠(要約)

企業内容等に関する開示	発行開示	有価証券届出書 等	有価証券の募集・売出しは、当該有価証券の発行者が、当該募集・売出しに関し内閣総理大臣に届出を行って行わないことはできない(法4条1項関係)。 有価証券の募集・売出しに係る届出をしようとする発行者は、届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない(法5条1項関係)。
	継続開示	有価証券報告書 等	上場有価証券等の発行者は、事業年度ごとに、有価証券報告書を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない(法24条1項関係)。
公開買付けに関する開示		公開買付届出書 等	公開買付者は、公開買付開始公告を行った日に、公開買付届出書を内閣総理大臣に提出をしなければならない(法27条の3関係)。
株券等の大量保有の状況に関する開示		大量保有報告 等	上場会社が発行する株券等の保有割合が5%超となった者は、その日から5営業日以内に大量保有報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない(法27条の23第1項関係)。



- EDINETによる開示書類の提出を義務付け(法27条の30の3)
- 虚偽開示書類の提出等は課徴金納付命令の対象(法172条～172条の12)

3. 開示規制 (3) 開示書類の電子的な提出・閲覧システム (EDINET)

- ◆ EDINET: 金商法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (Electronic Disclosure for Investors' NETwork)
- ◆ 有価証券報告書、有価証券届出書、大量保有報告書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化するために開発されたシステム
- ◆ 24時間365日 (定期保守等の計画停止期間は除く)稼働
- ◆ 目的
 - ✓ 有価証券の発行者の財務内容、事業内容を正確、公平かつ適時に開示すること。
 - ✓ 有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示すること。
 - ✓ 投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ること。

3. 開示規制 (4) 特定関与行為

◆ 金商法172条の12

開示書類提出者等(発行者・公開買付者)が、虚偽開示書類等を提出・提供・公表した場合において、これを容易にすべき行為または唆す行為である「特定関与行為」を行った者に対して、課徴金納付命令が可能

◆ 趣旨・背景

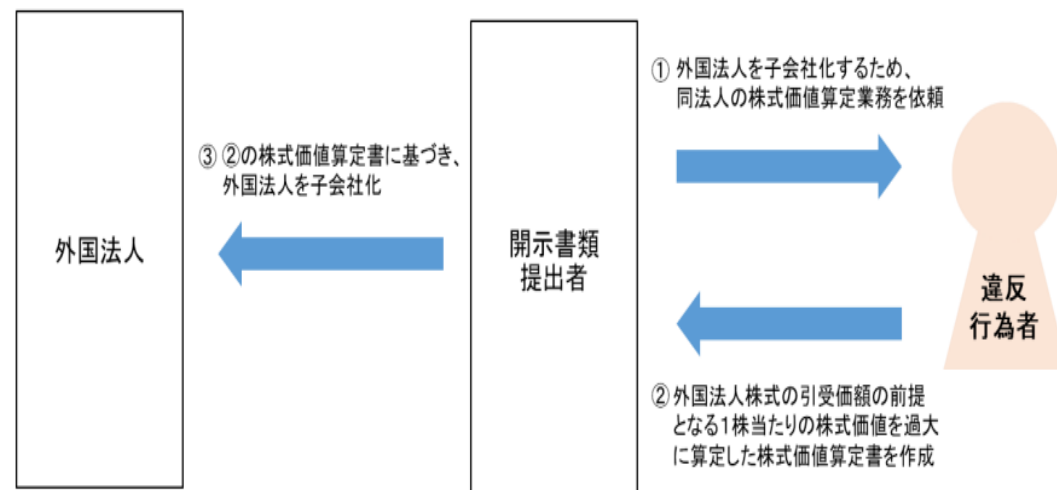
- ✓ 上場会社等による虚偽記載の手口が、外部協力者の加担行為により複雑化
 - ✓ 従来、虚偽開示書類の提出における外部協力者の加担行為は刑事罰の共犯にはなり得るが、課徴金の対象外
 - ✓ 対象者が調査に応じない可能性
- ⇒ 平成24年金商法改正により導入

(参考) (株)ディー・ディー・エスが提出した虚偽開示書類に係る 特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告 (勧告日: R5.8.4)

<事案概要>

- 違反行為者（個人）は、(株)ディー・ディー・エス（東証グロース（R5.8.4 上場廃止）。以下「DDS」。）が外国法人を子会社化するにあたり、同法人株式の引受価額の前提となる株式価値を過大に算定することで、DDSによる虚偽開示書類の提出を容易にすべき行為（特定関与行為）を行った。
- 課徴金額：150万円（特定関与行為の対象となった株式価値算定業務の報酬額）

[参考：不正行為の概要図（イメージ図）]



<事案の特色>

- 本事案は、特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告を行った初めての事案。
- DDSは、外国法人に対する売掛金の過大計上等の発覚を逃れるため、過大に算定された同外国法人の株式価値を前提とした引受価額で同外国法人の株式を引き受け、同売掛金の全額を現物出資するなどの取引により同外国法人を子会社化するなどの一連の行為を行った上で、これを基礎としたのれん等の過大計上等の不適正な会計処理を行い、虚偽開示書類を提出した。
 - ※ DDSは、本件に係る虚偽開示書類について、R4.12.9に証券監視委より課徴金納付命令勧告を受けている。
- 違反行為者は、DDSが前記一連の行為を行った際、引受価額が正当な根拠に基づくものであることを装うために利用されることを知りながら、DDSから前記外国法人の株式価値算定業務の依頼を受け、同外国法人株式の1株当たりの株式価値を過大に算定した株式価値算定書を作成・提出した。

(参考) 特定関与行為について

「令和6年度 開示検査事例集」より抜粋
<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20250630.html>

監視委
コラム



特定関与行為とは？

特定関与行為は、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為をいい、このような行為を行った外部協力者は課徴金納付命令の対象となります。このような行為は、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出と同様に、資本市場の公正性を損なう行為であると考えられることから、その抑止を図る必要があります。

特定関与行為の範囲は、金融商品取引法第172条の12第2項において規定されています。具体的には、特定関与行為とは、開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出・提供・公表することを容易にすべき行為であって、次の①、②のいずれかに該当するもの又は開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出・提供・公表することを唆す行為をいいます。

- ① 当該虚偽開示書類等の作成に必要な会計処理の基礎となるべき事実の全部・一部を隠蔽し、又は仮装するための一連の行為を行い、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき当該虚偽開示書類等を作成する者が当該虚偽開示書類等を作成することに関し、助言を行うこと。
- ② ①に規定する隠蔽し、又は仮装するための一連の行為の全部・一部であることを知りながら、これらの一連の行為※の全部・一部を行うこと。

※公認会計士又は監査法人が行う監査証明を除きます。

4. 金商業者等に対する規制

(1) 金融商品取引業の種別等

◆ 金融商品取引業の種別

金融商品取引業

第一種金融商品取引業（証券会社・FX業者 等）

流動性の高い有価証券の販売・勧誘、有価証券の引受け、顧客資産の管理 等

投資運用業

投資法人資産運用業務、投資一任業務、投資信託委託業務、ファンド運用業務

第二種金融商品取引業

流動性の低い有価証券の販売・勧誘等（ファンドの自己募集等）

投資助言・代理業

投資助言業務、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

◆ その他主な規制対象（監視委検査対象）

登録金融機関（銀行等）、適格機関投資家等特例業者、
金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者

4. 金商業者等に対する規制

(2) 業規制・行為規制等の例

◆ 業規制

- ✓ 登録制
(内閣総理大臣によって金商業者等としての登録を受けた者でなければならない)
- ✓ 登録を受けないで金融商品取引業を行った者(無登録業者)への罰則
(5年以下の拘禁刑もしくは500万円以下の罰金又はその併科)

◆ 行為規制等の例 (販売勧誘ルール)

- ✓ 広告規制(著しく人を誤認させるような表示 等)
- ✓ 契約締結前、締結時の情報提供義務※
- ✓ 虚偽告知の禁止
- ✓ 断定的判断の提供の禁止
- ✓ 損失補てんの禁止
- ✓ 適合性の原則 等

無登録業者とは...

金融商品取引業(ファンドの販売・勧誘等)を行うには、金融庁(財務局)の登録が必要にもかかわらず、登録を受けずに金融商品取引業を行う業者のことであり、詐欺的な投資勧誘を行う悪質な業者が多い。

※ 令和5年金商法改正(R7.4.1施行)において、顧客属性に応じた説明義務(実質的説明義務)が法定されるとともに、顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用に関する規定が整備され、証券会社等が顧客のデジタル・リテラシーに応じて「書面」又は「デジタル」によることが選択できることとなった。なお、これまで「書面」による情報提供を受けていた顧客が、引き続き「書面」での交付を希望する場合には、その旨を証券会社等に請求すれば、書面での情報提供を受けることができる。

4. 金商業者等に対する規制

(3) 誠実公正義務

◆ 誠実公正義務(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条第1項)

- ✓ 顧客本位の業務運営の確保に関しては、令和5年金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の改正(R6.11.1施行)において、金融サービスを提供する事業者(金商業者等を含む)及び企業年金等の実施者に対して、横断的に、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務が新設された※。

【金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(抜粋)】

第二条 金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であつて顧客(次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあつては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。)の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

※ 上記改正に伴い、金融商品取引法から、新設する規定と同趣旨の誠実公正義務に係る規定は削除されている。

4. 金商業者等に対する規制

(4) 証券市場の公正性確保のための当事者

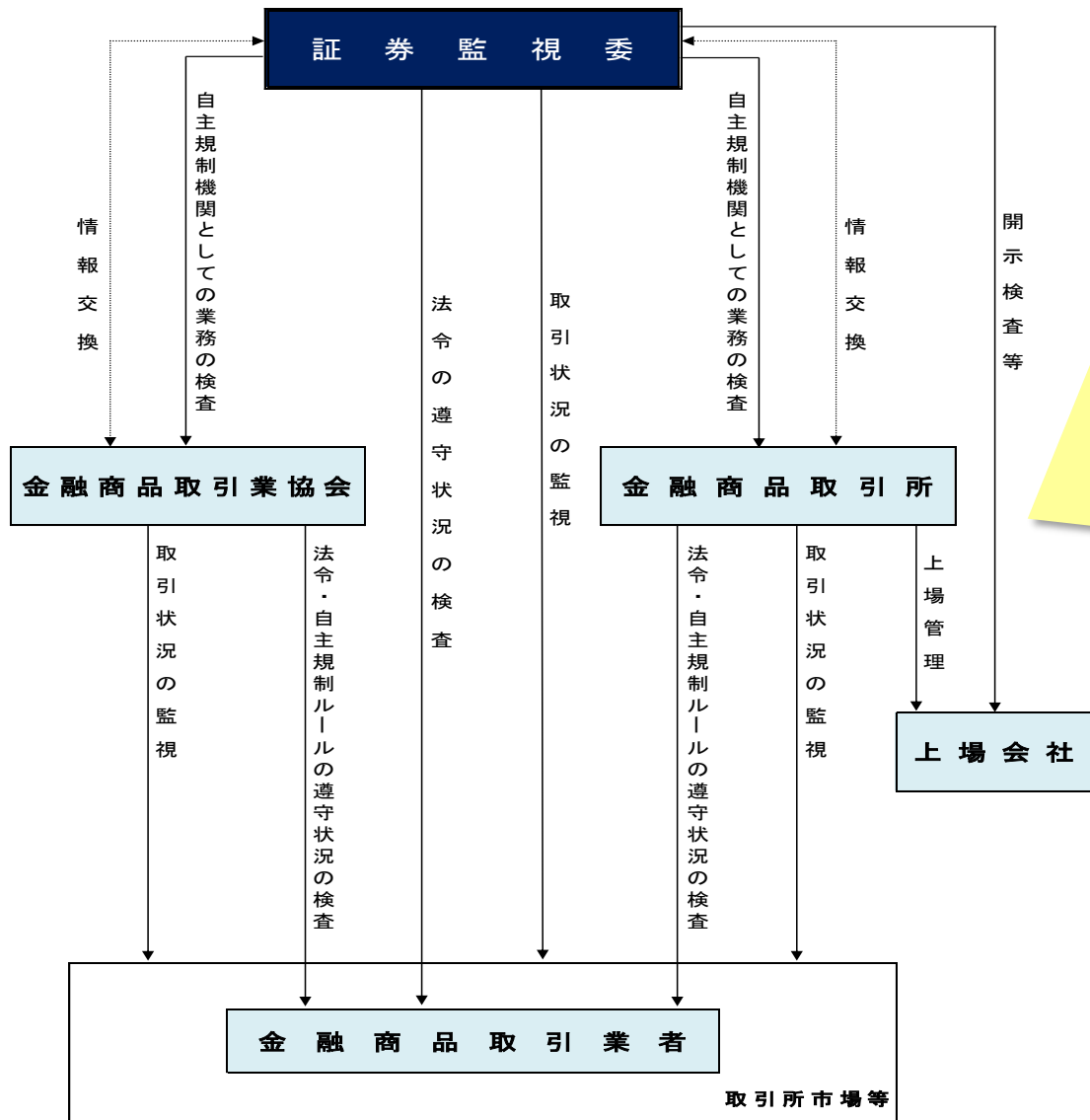
- ◆ 証券市場の公正性確保の役割は、監視委、金融庁のみが担っているわけではない
- ◆ 公正な証券市場確保のために、関係者、当事者がそれぞれの規律確保を果たす事が不可欠

《関係者・当事者》



4. 金商業者等に対する規制

(5) 自主規制機関との協働



- ◆ 自主規制機関は、日常的な市場監視活動を実施
- ◆ 監視委はこれら自主規制機関と、売買審査などで日常的に連携
- ◆ 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有

4. 金商業者等に対する規制

(6) 金融商品取引にかかわる機構

金融商品取引業協会	日本証券業協会（認可） （一社）資産運用業協会（認定）※ 等 ※2026年4月に投資信託協会と日本投資顧問業協会が合併し発足
金融商品取引所	日本取引所グループ（東証・大取） 名古屋証券取引所 札幌証券取引所 等
その他の機関	指定紛争解決機関 （例. 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC））等

5. 不公正取引防止のための規制

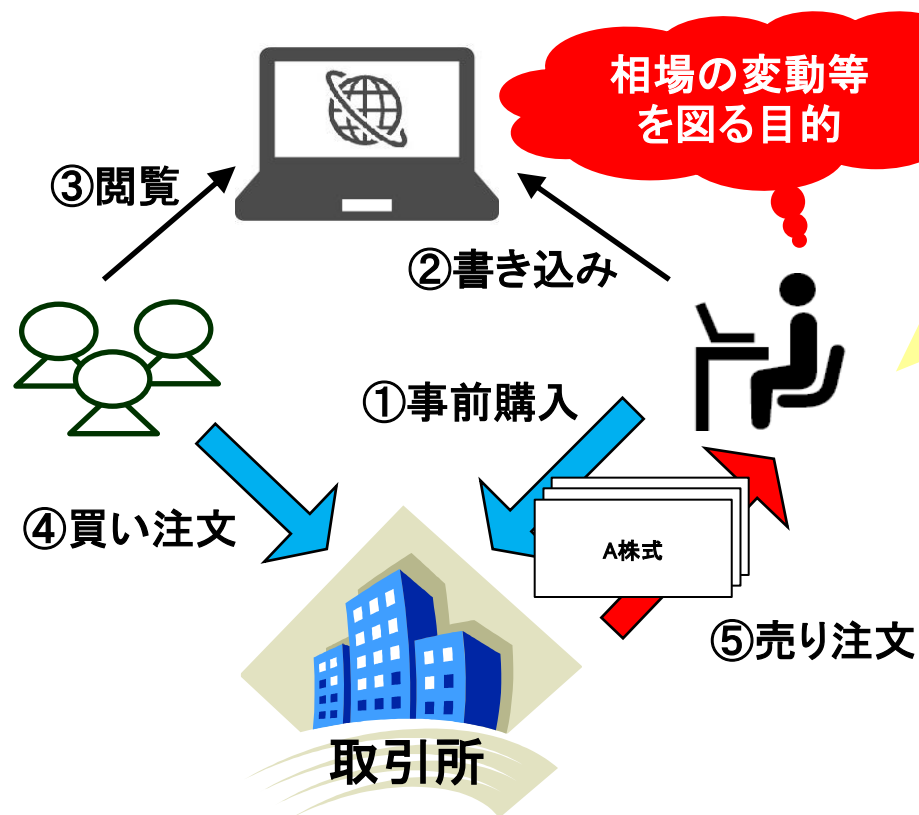
(1) 禁止行為の概要

不正行為の禁止 (法157条)	不正行為、詐欺行為等包括的な規定
風説の流布、偽計等の 禁止(法158条)	虚偽の情報を流して投資者を欺く行為等
相場操縦行為等の禁止 (法159条)	相場を人為的に変動させるにもかかわらず、あたかも自然の需給によって形成されたものであるかのように他人を誤解させるなどによって自己の利益を図ろうとする行為
インサイダー取引の禁 止(法166条、167条)	上場会社の会社関係者等が内部情報(重要事実)を使って、その公表前に、当該上場会社の株式等の売買を行う行為
情報伝達・取引推奨行 為の禁止 (法167条の2)	上場会社の関係者等が、当該上場会社の株式等の売買をさせることにより、他人に利益を得させ、又は当該他人の損失を回避させる目的をもって、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 未公表の重要事実を伝達する行為 ✓ 未公表の重要事実を伝達せずに、取引を推奨する行為

5. 不公正取引防止のための規制

(2) 風説の流布、偽計等の禁止 (法158条)

- ◆ 有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。



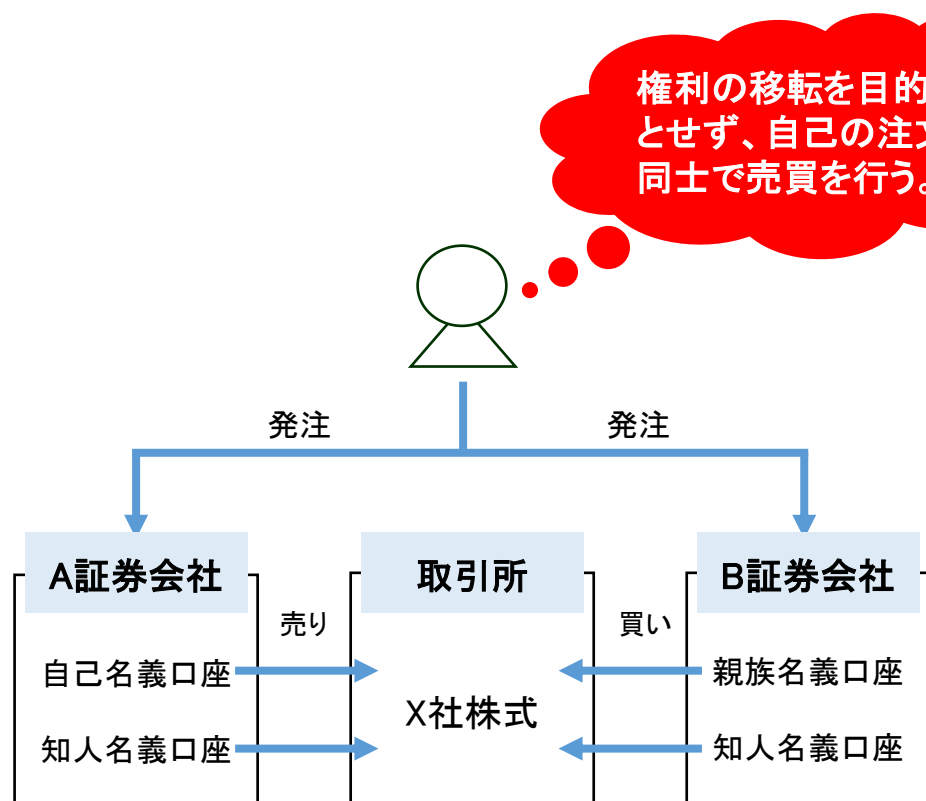
事例

- ◆ 自ら保有する銘柄の株式を高値で売却するため、インターネット上の電子掲示板などに虚偽の情報を掲載
- ◆ 不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、それを見た投資家が同株式を買い付けることにより株価が上昇したところで、同株式を売却して不当な利益を得る

5. 不公正取引防止のための規制

(3) 相場操縦行為等の禁止 (法159条)

- ◆ 公正な有価証券市場を確立するため、本来正常な需給関係によって形成されるべき相場に作為を加える詐欺的な取引を禁止。



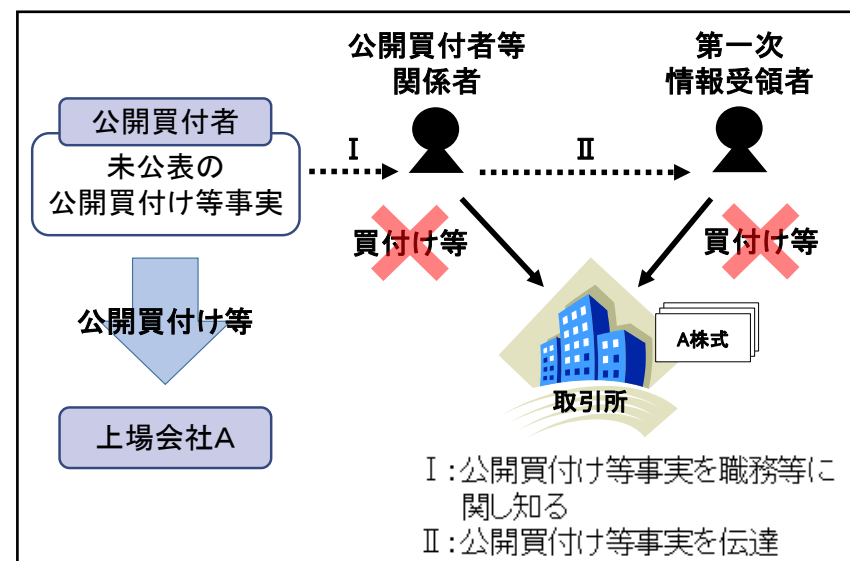
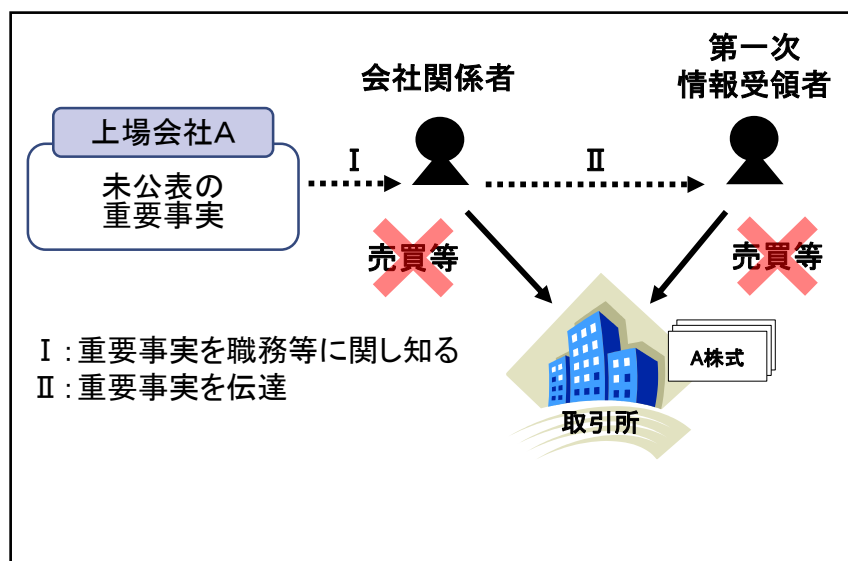
事例【仮装売買】

- ◆ 株式の売買が繁盛に行われているとの誤解を他人に生じさせる目的をもって、自己の注文同士で売買を行う。
- ◆ これによって誘引された投資家が同株式を買い付けることにより株価が上昇したところで、同株式を売却して不当な利益を得る。
- ◆ 当該行為は相場操縦行為のうち【仮装売買】に該当する。

5. 不公正取引防止のための規制

(4) インサイダー取引の禁止 (法166条、167条)

- ◆ 「会社関係者」「公開買付者等関係者」又は「第一次情報受領者」が「重要事実」又は「公開買付け等事実」を知りながら、その公表前に、当該上場会社等の株式等の売買等を行うことを禁止。



用語	概要
会社関係者	上場会社の役職員や契約締結者の役職員など
公開買付者等関係者	公開買付者等の役職員や公開買付け等の対象会社の役職員など
第一次情報受領者	会社関係者から重要事実の伝達を受けた者又は公開買付者等関係者から公開買付け等事実の伝達を受けた者
重要事実	上場会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に影響を及ぼすもの ・具体例：①決定事実(株式の募集等)、②発生事実(業務遂行の過程で生じた損害等)、③決算情報(売上高等について、予め公表した予想値等と比較して重要な差異が生じたこと)、④バスケット条項(上記①～③以外のもの)
公開買付け等事実	上場会社等に係る「公開買付け等*の実施に関する事実」又は「公開買付け等の中止に関する事実」 (*公開買付けのほか、公開買付けに準ずる行為(いわゆる「買集め行為」も含む))

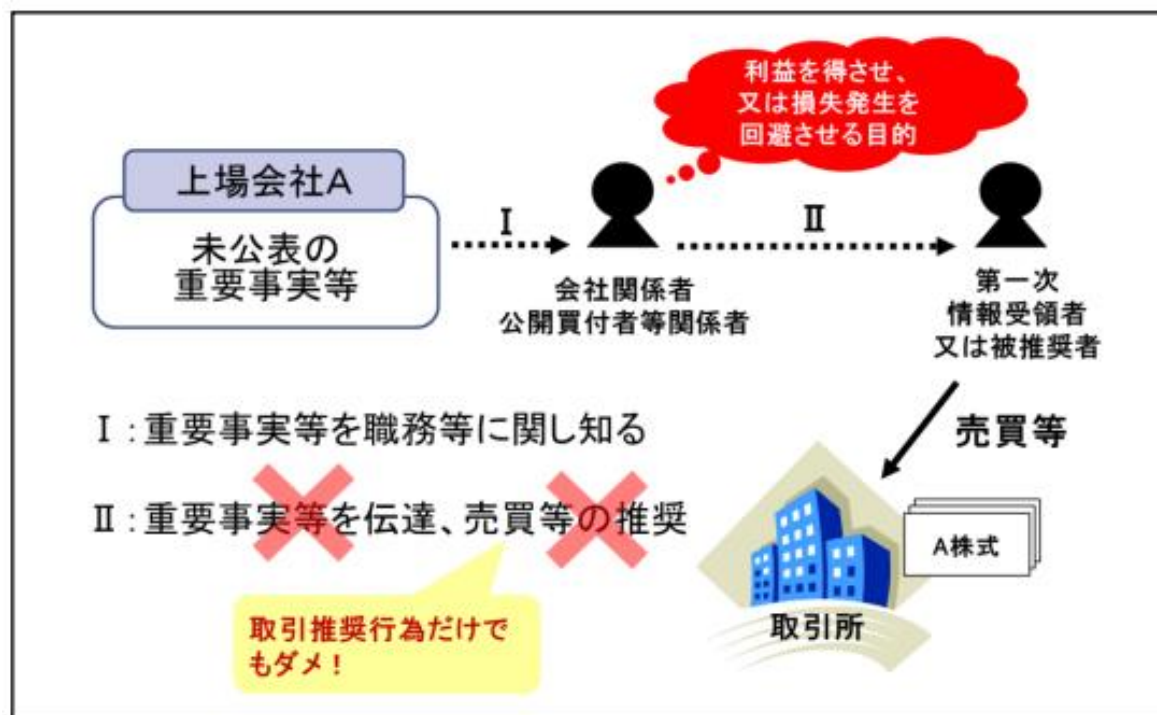
5. 不公正取引防止のための規制

(5) 情報伝達・取引推奨行為の禁止 (法167条の2)

- ◆ 未公表の重要事実を知っている会社関係者又は未公表の公開買付け等事実を知っている公開買付者等関係者が、他人に対し、公表前に売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、情報伝達又は取引推奨することを禁止。

※ 規制の対象者:

- 会社関係者(法第 166 条第 1 項各号): 上場会社の役職員や契約締結者の役職員など
- 公開買付者等関係者(法第 167 条第 1 項): 公開買付者等の役職員や公開買付け等の対象会社の役職員など



6. 課徴金制度（1）制度の概要等

◆ 制度の概要

- 違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置

◆ 制度の性格

- 違反者に対して経済的利得相当額を水準とする金銭的な負担を課す制度（行政上の措置）
- 機動的な対応が可能な事後規制
- 同一事件について課徴金を課し、更に刑事罰を科すことも可能

検査・調査を迅速、効率的に実施することが可能

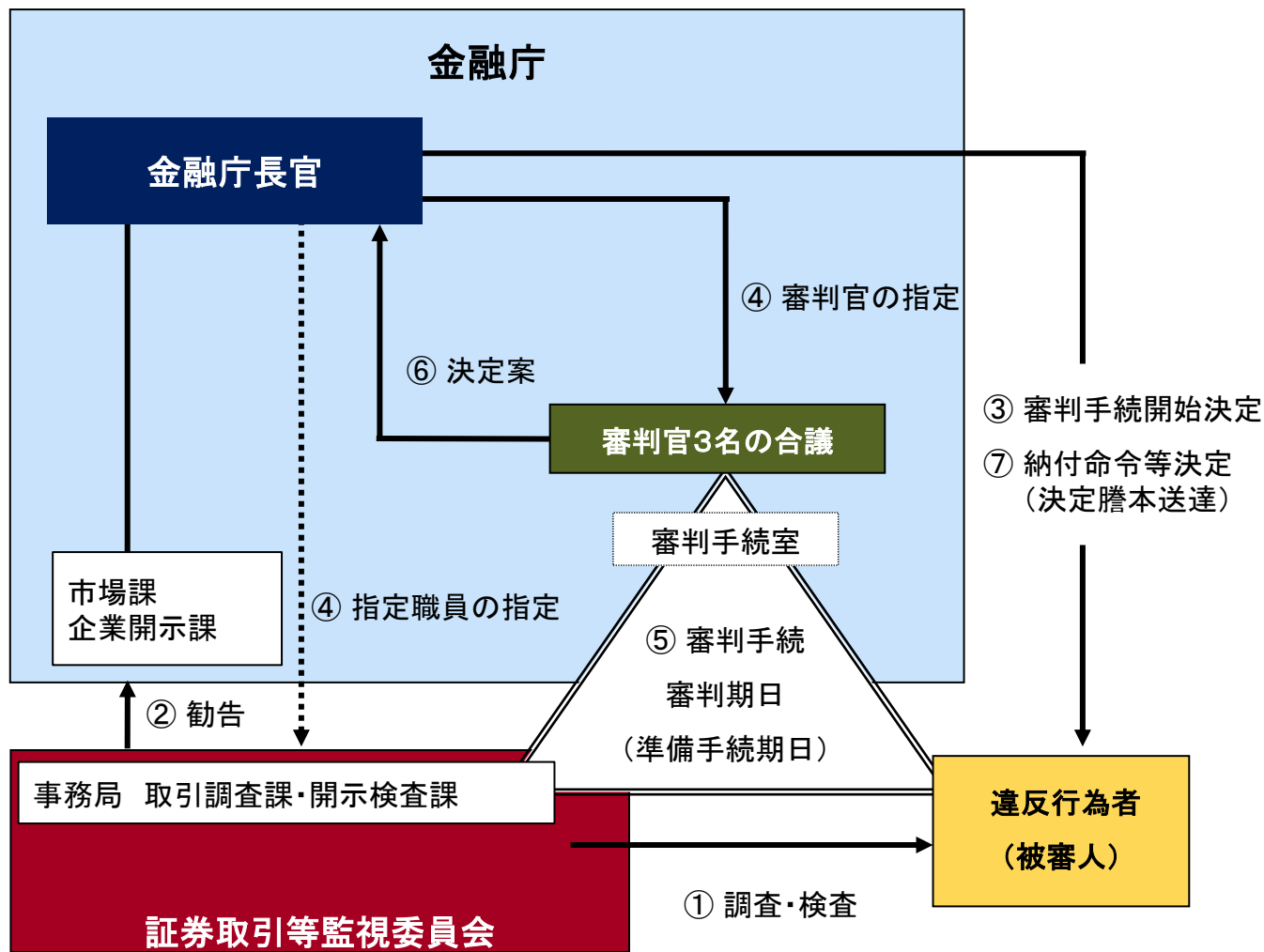
◆ 対象となる主な行為

- 開示規制違反
- 不公正取引

(参考) 課徴金の対象範囲

	金商法	対象者
開示規制違反	第172条	有価証券届出書が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
	第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
	第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
	第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
	第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
	第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
	第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
	第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
	第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
	第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
	第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
	第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者
不公正取引	第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
	第174条	仮装・馴合売買をした者
	第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
	第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
	第175条	内部者取引をした者
	第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

6. 課徴金制度 (2) 概念図



※ 課徴金納付命令を求める勧告を受けた金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経た上で課徴金の納付を命ずるか否かを決定

6. 課徴金制度 (3) 課徴金の加算・減算制度

◆ 違反行為を的確に抑止する観点や、再発防止及び自主的なコンプライアンス体制の構築の促進の観点から設けられたもの

✓ 過去5年以内に課徴金の対象となった者が、再度違反した場合、課徴金の額を1.5倍に加算(法185条の7第15項)

✓ 一定の違反行為[※]につき、違反者が当局の調査前に内閣総理大臣に対し違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額を半額に減軽(法185条の7第14項)

※ 一定の違反行為:

発行開示書類等の虚偽記載等、継続開示書類等の虚偽記載等、大量保有・変更報告書等の不提出、法人による自己株式の取得に係る内部者取引 等

7. 法令違反等事実発見への対応（法193条の3）

第九十三條の三 公認會計士又は監査法人が、前條第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（次項第一号において「法令違反等事実」という。）を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行つた公認會計士又は監査法人は、**当該通知を行つた日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項の全てがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。**この場合において、当該公認會計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

一 法令違反等事実が、特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

二 前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらないこと。

3 前項の規定による申出を行つた公認會計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行つた旨及びその内容を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

8. 金商法における証券取引等監視委員会の権限

◆ 金融庁長官等から証券監視委が委任を受けた権限（法194条の7）

※ 以下は一例

- ✓ 金商業者等に対する報告・資料提出命令及び検査の権限（第2項本文・3項）
- ✓ 課徴金調査権限（第2項8号）
- ✓ 開示書類の提出者等に対する報告・資料提出命令及び検査の権限（第3項）
- ✓ 裁判所への緊急禁止・停止命令の申立権限及び調査権限（第4項）

◆ 証券監視委職員の固有の権限（法210条、211条）

- ✓ 犯則事件調査権限

※ 犯則事件調査とは、警察の捜査等と同じような権限に基づいて調査すること。
金商法で同権限と告発権限が付与されている。

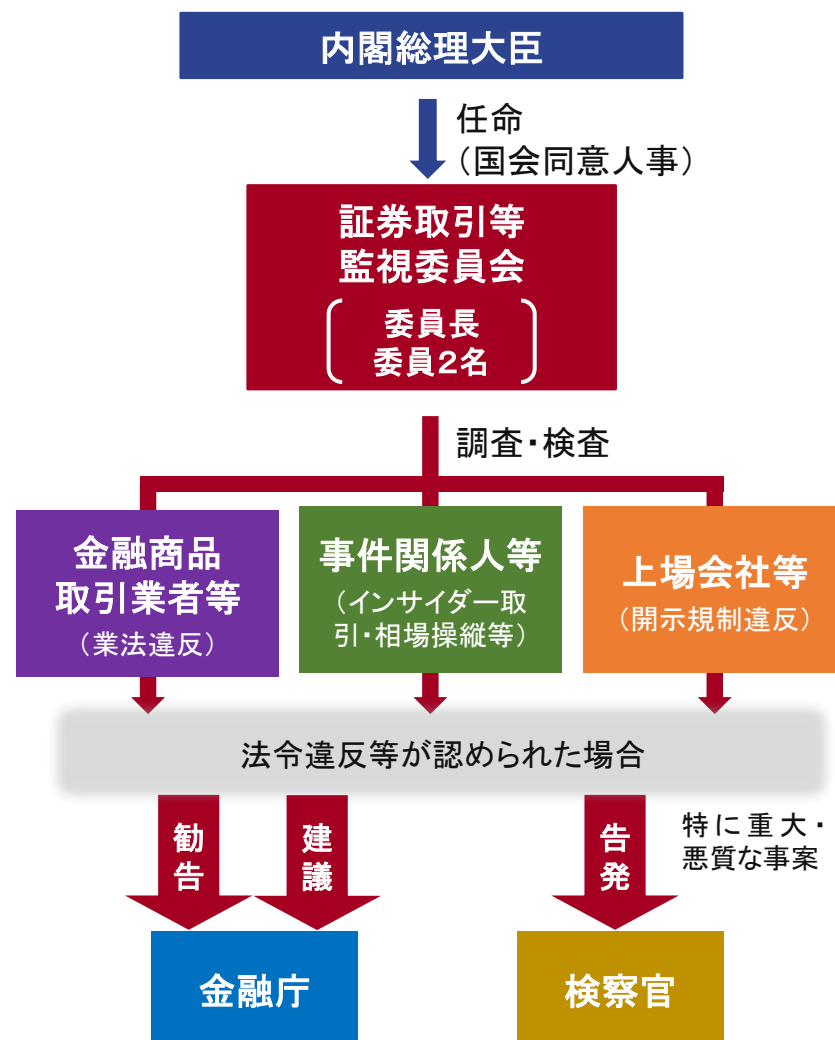
※ 犯則事件とは、以下に係る事件を指す。

- ・ 有価証券報告書等の虚偽記載等
- ・ 風説の流布、相場操縦、インサイダー取引 等

Ⅲ. 証券取引等監視委員会について

1. 証券取引等監視委員会の組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成4年発足）
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期3年）
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - インサイダー取引（内部者取引）・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場会社等の開示規制違反に対する検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施 等



(参考) 委員長及び委員の紹介



委員 加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副知事、(独)国民生活センター理事を経て、令和元年12月より現職(再任)。

委員長 中原 亮一

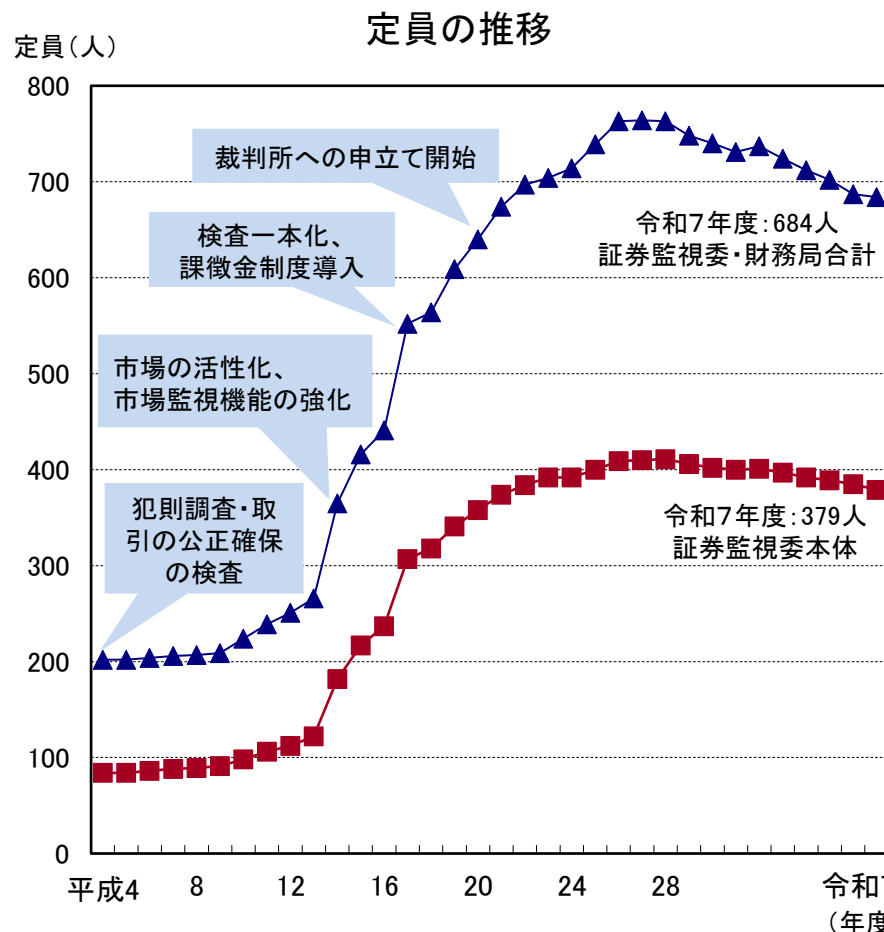
広島高等検察庁検事長、福岡高等検察庁検事長を経て、令和4年12月より現職(再任)。

委員 橋本 尚

日本大学商学部教授、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授を経て、令和4年12月より現職(再任)。

(参考) 証券取引等監視委員会の機構・定員

- ◆ 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- ◆ これら全てを合計した職員数は684名(令和7年度定員。うち、証券監視委は379名)



2. 証券取引等監視委員会の軌跡①

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化

平成	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
4年	大蔵省に証券監視委を設立 (設立時2課:総務検査課、特別調査課)	
5年		刑事告発 日本ユニシス(株)株券に係る相場操縦等
10年	金融監督庁発足、金融監督庁へ移管	
12年	金融監督庁を改組し、金融庁発足	
17年	課徴金制度の導入に伴い、取引調査権限・開示検査権限が証券監視委に委任	刑事告発 カネボウ(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載
18年		刑事告発 (株)ライブドアマーケティング株券に係る風説の流布、偽計 刑事告発 (株)ニッポン放送株券に係る内部者取引
19年	ファンド等に対する検査権限追加	
20年	裁判所に対する無登録業者等の違反行為の禁止・停止の申立て等の権限追加	

2. 証券取引等監視委員会の軌跡②

平成	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
23年	クロスボーダー等の不公正取引に対応するため、 国際取引等調査室 を設置	
24年		刑事告発、課徴金勧告 オリンパス(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 処分勧告、刑事告発 AIJ投資顧問(年金基金)
25年		処分勧告 MRI INTERNATIONAL(米国の診療報酬債権ファンド)
26年	情報伝達・取引推奨行為 に対する内部者取引規制導入等	
27年	電磁的記録の証拠保全(デジタル・フォレンジック)に対応するため、 情報解析室 を設置	課徴金勧告 (株)東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載
28年		処分勧告 アーツ証券(レセプト債)
29年		刑事告発 アーツ証券ほかによる偽計(レセプト債)、 刑事告発 (株)ストリーム株券に係る相場操縦
30年	高速取引行為者に対する 検査権限追加	刑事告発 日産自動車(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 課徴金勧告 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)による長期国債先物に係る相場操縦

2. 証券取引等監視委員会の軌跡③

令和	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
元年		課徴金勧告 日産自動車(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載
2年	デジタル化の一層の推進に対応するため、IT戦略室を設置	刑事告発 (株)ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨
3年	有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等に対する検査権限追加	裁判所への禁止命令等の申立て SKY PREMIUM INTERNATIONAL. PTE. LTD.及びその役員1名
4年	国際金融市場の確立に伴う環境整備の一環として、国際証券検査室を設置	刑事告発 SMBC日興証券(株)による相場操縦 処分勧告 SMBC日興証券(株)(相場操縦、ファイアーウォール規制違反)
5年		処分勧告 ちばぎん証券(株)ほか2先(適合性原則) 処分勧告 (株)SBI証券(作為的相場形成) 刑事告発 (株)プロルート丸光に係る有価証券報告書の虚偽記載並びに同社株券に係る風説の流布及び偽計
6年	海外当局との協力推進、クロスボーダー取引等に関する情報収集・分析等のため、国際取引等分析室を設置	処分勧告 (株)三菱UFJ銀行ほか2先(ファイアーウォール規制違反ほか) 裁判所への禁止命令等の申立て Global Investment Lab(株)及びその役員等3名 刑事告発 金融庁職員による内部者取引 刑事告発 東京証券取引所社員が関与した内部者取引
7年		刑事告発 (株)オルツに係る有価証券届出書等の虚偽記載 刑事告発 不正アクセス行為を手段とした相場操縦

IV. 証券取引等監視委員会の活動状況

1. 市場分析審査

情報の入口：様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見

市場モニタリング：市場に関する幅広い情報の入手、分析



- 一般投資家等からの情報受付（年間約7,000件）
- 証券会社や自主規制機関^{*}など市場関係者から情報を収集
- インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をチェック
- 発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握
- 新たな金融商品や取引形態、国内外の市場構造変化に関する分析
- 自主規制機関^{*}の上場管理部門との連携（緊密な情報交換）

情報共有

情報共有

取引審査：証券取引における不公正取引の端緒の早期発見



- インサイダー取引や相場操縦、偽計（架空増資等）などについて、証券会社や取引所から注文データ等入手し審査（年間約1,000件）
- 不公正取引の疑いのある事案について、調査・検査部門に送付
- 自主規制機関^{*}の売買審査部門との連携（緊密な情報交換）

事案送付

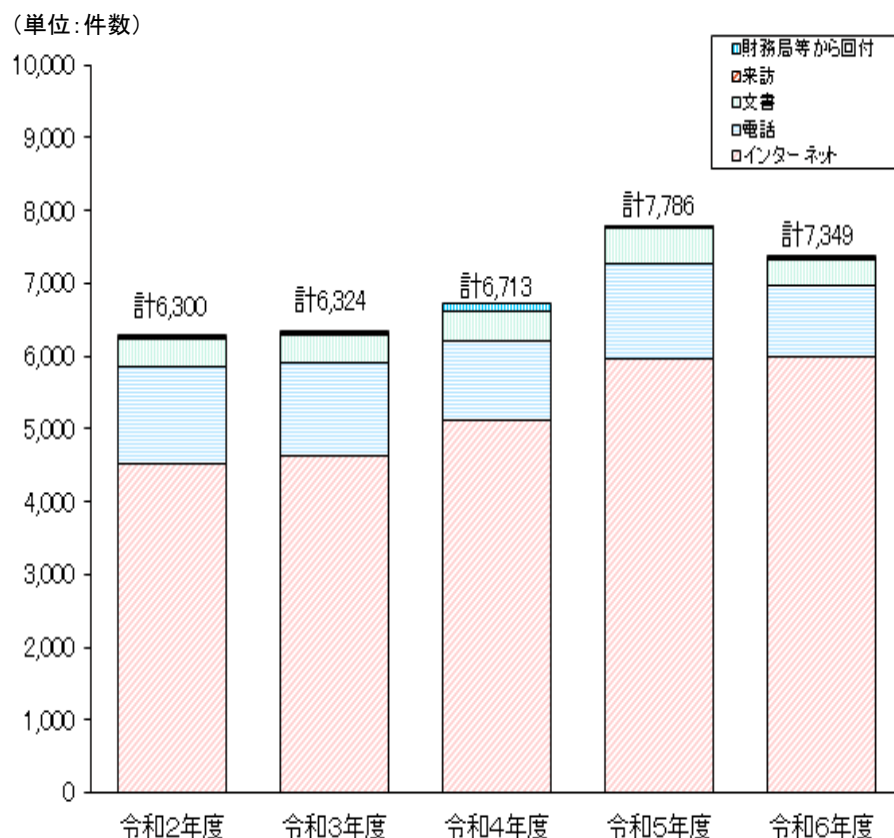
調査・検査に活用

^{*}自主規制機関とは、金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人を指す

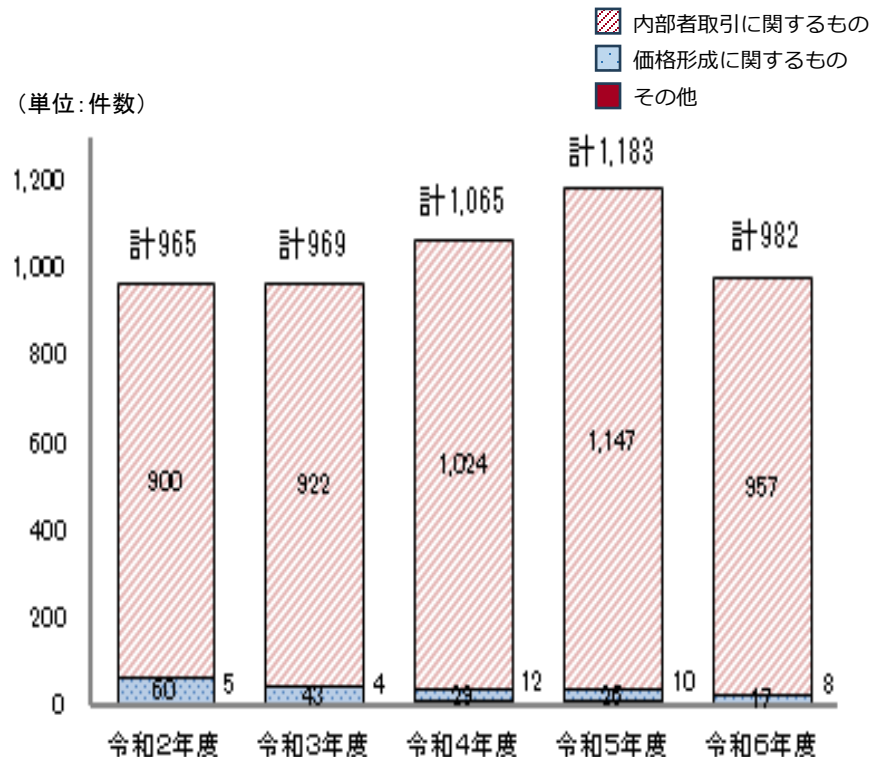
(参考) 情報の受付件数・取引審査の実施件数

- 情報提供窓口等を通じて7,349件（令和6年度）の情報を受け付けるなど情報収集を行い、こうした情報をもとに、不正取引の疑いのある取引等について、982件（令和6年度）の審査を実施。

情報受付件数



取引審査の実施件数※



※ 情報提供窓口等から得られた情報など様々な情報をもとに証券会社や金融商品取引所等から注文データ等を入手し、それをもとに不正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した事案の数

(参考) 公益通報窓口

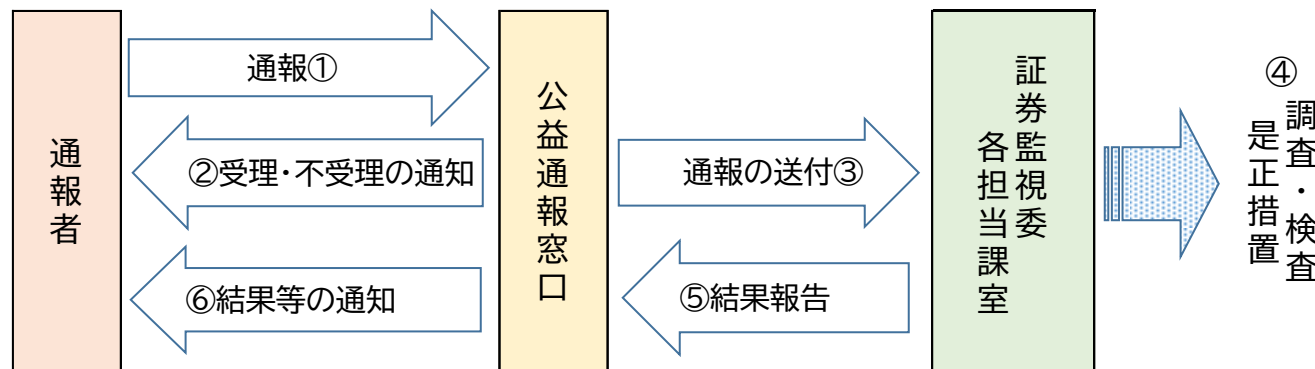
- 公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置。

《通報対象》

- 金融商品取引法に規定する法令違反行為（有価証券報告書の虚偽記載など）が生じ、又はまさに生じようとしている場合
- なお、通報内容は、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足りる相当の理由、証拠等があることなど

《通報者の範囲》

- 通報者が通報対象となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者であることなど



公益通報窓口

- 通報は、電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けています。
 - 電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp
 - 郵送先：〒100-8922東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
「証券取引等監視委員会事務局公益通報窓口」あて
 - FAX（高齢者・障がい者専用）：03-3506-6699 「証券取引等監視委員会公益通報」と明記して下さい。

2. 証券モニタリング

効果的・効率的な証券モニタリングを通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

リスクベースアプローチに基づく検査先の選定

- 効果的・効率的な証券モニタリングを実施するため、約8,800者※に及ぶ全ての金融商品取引業者等に対し、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定

(※)令和7年3月末時点の数値

検査の実施

- 商品内容や取引スキーム、顧客への説明内容等について深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明

行政処分等勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める「勧告」を実施

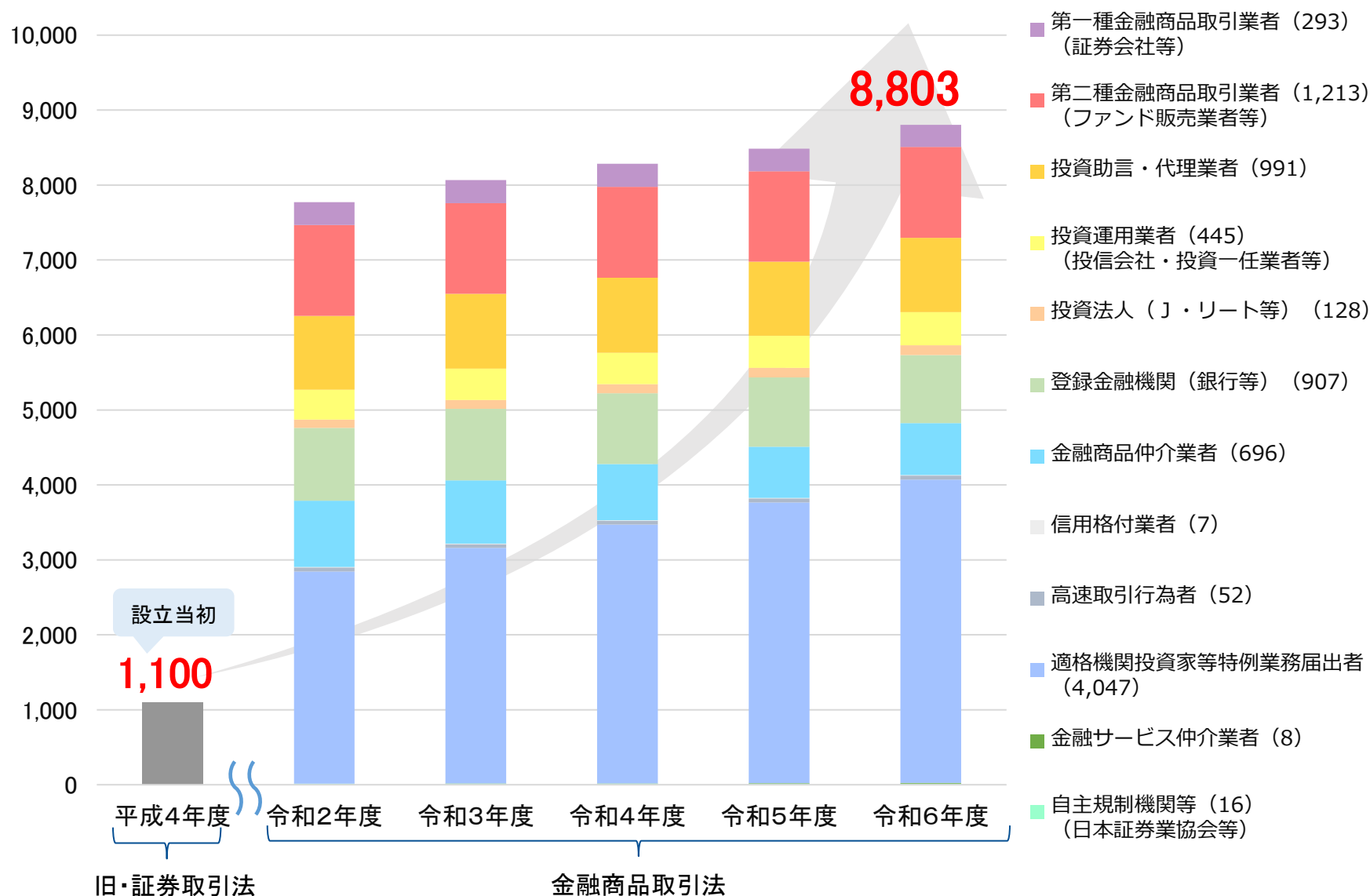
再発防止・未然防止

- 金融商品取引業者等の内部管理態勢の充実・強化のための自主的な取組み等に活用されるよう「証券モニタリング概要・事例集」を公表



検査の結果、重大な法令違反が認められた場合

(参考) 証券検査における対象業者数の推移



※ 平成4年度は事務年度

(参考) リスクベースアプローチに基づく証券検査

【主な検証事項の背景】

1. 証券モニタリングを通じて判明した事項 (例)

- 一種業：虚偽告知・誤解表示、顧客属性に照らして不適切な勧誘、売買管理態勢の不備
- 運用業：投資信託約款と異なる業務運営

2. 取り巻く環境

- 顧客本位の業務運営
- サイバーセキュリティリスク
- 詐欺的な投資勧誘の被害額拡大など

3. 規制の枠組み等の変更

- ① 顧客本位の業務運営の確保に向けた対応の動き
- ② デジタル化の進展等への対応の動き
- ③ 資産運用の高度化・多様化
- ④ 投資詐欺・無登録業者等への対応の動き

【主な検証事項 (例)】

業態横断

- 適合性原則を踏まえた内部管理態勢
- 顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況 (例えば、複雑又はリスクの高い商品の販売等)
- サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理 (外部委託先管理等を含む) の対応状況
- ビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢 など

一種業

- 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢
- 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況
- 昨今のインターネット取引における不正アクセス・不正取引被害の増加も踏まえたサイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 (インターネット取引可能な対面型証券会社を含む) 等

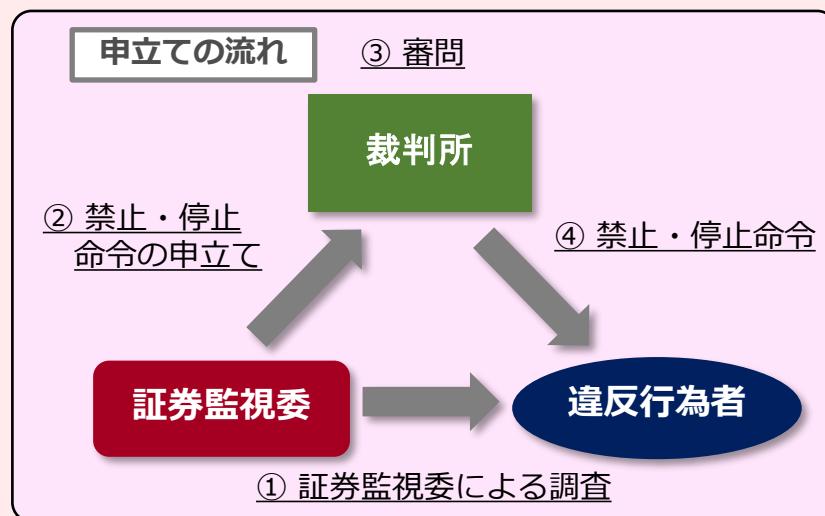
運用業

- 運用の実態把握 (規程等に沿った業務運営の状況を含む)、運用管理態勢 (外部委託運用に対するものを含む)
- 利益相反管理態勢の整備状況 (取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢を含む) 等

3. 無登録業者への対応

裁判所への禁止命令等の申立て

- ・ 捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施
- ・ 調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て
(平成20年12月、証券監視委の権限として追加)
- ・ 必要に応じて違反行為者の名称等を公表



裁判所の禁止又は停止命令

- ◆ **概要**：行政処分だけでは対応できない金商法違反行為の禁止又は停止を行うために必要な規定（裁判所が緊急差止命令発令）
- ◆ **主な要件（金商法192条1項）**：
 - ①緊急の必要がある
 - ②公益及び投資者保護のため必要かつ適当
- ◆ **差し止め対象行為**：金商法又は金商法に基づく命令に違反する行為（金商業者に限らず「何人も」差止命令の相手方となり得る。）

無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て件数（令和8年1月末現在）

年度	H22~H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 R8.1末時点	累計
件数	20	2	3	1	1	2	1	1	1	32

4. 不公正取引の調査（取引調査）

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- インサイダー取引、相場操縦、偽計等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場会社等に対し、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施
- 上場会社のインサイダー情報を知り得る立場にある者は、他人に対して利益を得させる等の目的をもって情報伝達・取引推奨をした場合についても、課徴金納付命令の対象



再発防止・未然防止

- 不公正取引の背景・原因等を究明した上で、自主規制機関と情報共有
- 勧告事案の特徴等を取りまとめた「課徴金事例集」の公表を通じて、上場会社等のインサイダー取引管理態勢や証券会社の売買審査業務等の充実に寄与

4. 不公正取引の調査（国際取引等調査）

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- 海外からの発注による不公正取引の調査を実施
- 海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMoU※)に基づく情報提供を依頼
- 提供された情報を参考に、調査を実施

プロ投資家による取引の調査

- プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施

※ Multilateral Memorandum of Understandingの略。証券監督者国際機構(IOSCO:International Organization of Securities Commissions)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み(令和8年1月末時点で131の当局が署名)

(参考) 不公正取引における課徴金勧告件数と金額

金額単位：千円

年度	内部者取引		相場操縦		偽計		合計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17～19	31	90,410	0	0	0	0	31	90,410
平成20	17	59,160	1	7,450	0	0	18	66,610
平成21	38	49,220	5	6,260	0	0	43	55,480
平成22	20	42,680	6	21,260	0	0	26	63,940
平成23	15	26,300	3	5,390	0	0	18	31,690
平成24	19	35,150	13	100,570	0	0	32	135,720
平成25	32	50,960	9	461,050	1	4,096,050	42	4,608,060
平成26	31	38,820	11	524,522	0	0	42	563,342
平成27	22	75,500	12	104,095	1	12,240	35	191,835
平成28	43	89,790	8	281,610	0	0	51	371,400
平成29	21	60,830	5	108,130	0	0	26	168,960
平成30	23	36,650	7	373,405	3	2,050	33	412,105
令和元	24	240,730	5	39,355	0	0	29	280,085
令和2	8	41,610	6	388,830	0	0	14	430,440
令和3	6	55,570	6	47,300	0	0	12	102,870
令和4	8	8,090	6	60,820	0	0	14	68,910
令和5	13	35,270	3	6,030	1	7,900	17	49,200
令和6	12	57,860	1	21,760	1	2,090	14	81,710
合計	383	1,094,600	107	2,557,837	7	4,120,330	497	7,772,767

※千円未満切り捨てとしているため、各年度の金額を足し合わせた金額と合計欄の金額は一致しない。

5. 開示検査

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- 上場会社等を取り巻く環境等を含む様々な視点からディスクロージャーの適正性を監視



上場会社等に対する検査

- 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



検査の結果、開示規制違反が認められた場合

課徴金納付命令勧告等

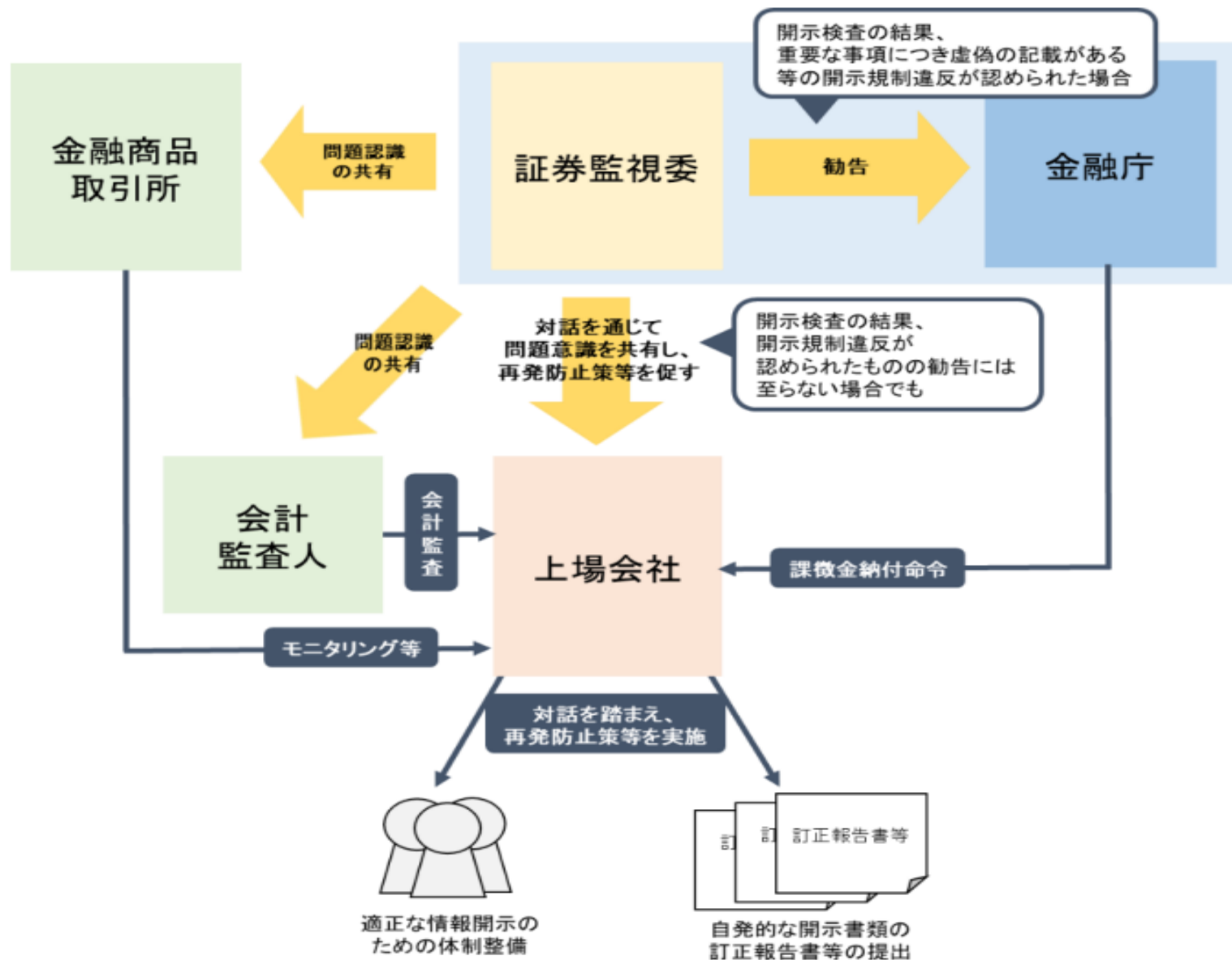
- 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂



再発防止・未然防止

- 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣と議論
- 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂
- 勧告事案の内容、背景等を取りまとめた「開示検査事例集」を公表

(参考) 開示検査を通じた主な取組み (イメージ図)



(参考) 開示規制違反等における課徴金勧告件数と金額

金額単位：千円

年度	開示規制		その他		合計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17～19	11	700,179	0	0	11	700,179
平成20	11	1,913,909	0	0	11	1,913,909
平成21	9	703,979	1	7,500	10	711,479
平成22	19	1,879,819	0	0	19	1,879,819
平成23	11	569,250	0	0	11	569,250
平成24	9	721,749	0	0	9	721,749
平成25	9	1,048,369	0	0	9	1,048,369
平成26	8	604,640	0	0	8	604,640
平成27	6	7,800,120	0	0	6	7,800,120
平成28	5	425,780	0	0	5	425,780
平成29	2	12,000	0	0	2	12,000
平成30	10	393,430	0	0	10	393,430
令和元	6	2,746,955	0	0	6	2,746,955
令和2	10	2,746,854	0	0	10	2,746,854
令和3	5	397,199	0	0	5	397,199
令和4	7	362,190	0	0	7	362,190
令和5	8	451,845	0	0	8	451,845
令和6	14	922,920	0	0	14	922,920
合計	160	24,401,194	1	7,500	161	24,408,694

・(株)東芝における有価証券報告書等の虚偽記載
(平成27年12月7日)
・課徴金額：7,373,500千円

・日産自動車(株)における有価証券報告書等の虚偽記載
(令和元年12月10日)
・課徴金額：2,424,895千円

・(株)ジャパンディスプレイにおける有価証券報告書等の虚偽記載
(令和2年12月22日)
・課徴金額：2,163,334千円

※千円未満切り捨てとしているため、各年度の金額を足し合わせた金額と合計欄の金額は一致しない。

6. 犯則調査

※犯則調査とは、警察の捜査等と同じような権限に基づいて調査すること。金商法で同権限と告発権限が付与されている。

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



証券取引等監視委員会

金融商品取引法等に基づき調査



犯則嫌疑者

重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査

任意調査

- ・ 犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施

強制調査

- ・ 裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え

※ 調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

告発

- ・ 調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発

(参考) 犯則調査・刑事罰 (例)

カテゴリー	具体的な違反行為	罰則
開示規制違反	有価証券届出書等の重要事項の虚偽記載	10年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)7億円以下の罰金
	有価証券届出書等の不提出	5年以下の拘禁刑もしくは5百万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)5億円以下の罰金
不公正取引	インサイダー取引、 情報伝達・取引推奨行為 の禁止	5年以下の拘禁刑もしくは5百万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)5億円以下の罰金
	風説の流布、偽計等	10年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)7億円以下の罰金
	相場操縦	10年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)7億円以下の罰金

(参考) 証券取引等監視委員会の活動実績

勧告・告発等件数

区分	年度	平成4 ~令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合計
勧告		1,131	29	20	26	33	38	1,277
証券検査結果等に基づく勧告(※1)		584	5	2	5	8	9	613
課徴金納付命令勧告(※2)		543	24	17	21	25	28	658
開示書類の虚偽記載等		117	10	5	7	8	14	161
風説の流布・偽計		5	0	0	0	1	1	7
相場操縦		85	6	6	6	3	1	107
インサイダー取引		336	8	6	8	13	12	383
訂正報告書等の提出命令に関する勧告		4	0	1	0	0	1	6
犯則事件の告発		203	2	8	8	4	7	232
開示書類の虚偽記載等		45	0	0	0	1	0	46
風説の流布・偽計		28	0	2	0	1	0	31
相場操縦		31	1	1	1	1	0	35
インサイダー取引		87	1	5	7	1	7	108
その他		12	0	0	0	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表		88	0	0	1	0	2	91
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て		25	1	1	2	1	1	31
建議		26	0	0	1	0	0	27

※1 金商法改正（平成28年3月施行）に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勧告を実施

※2 課徴金納付命令勧告（風説の流布・偽計、相場操縦、インサイダー取引）については、命令対象者ベース

(参考) 市場監視機能強化に向けた建議 (R7.6.20)

背景

- 資産運用立国に向けた官民一体の取組みが進展し、誰もが投資者となり得る中で、市場監視機能を一層強化し、従前の投資者も新たな投資者も共に安心して投資ができる公正・透明な市場を確立していくことが重要。
- 金融商品取引の複雑化・高度化・国際化の進展などがみられるなか、近年における証券監視委の検査・調査の結果等を踏まえると、以下の事例が認められており、これらに適切に対応できる実効性のある措置等を整備していく必要。
 - 事例 1. 不正と考えられる行為について、既存の法令では違反行為として捕捉できない事例
 - 事例 2. 課徴金の額が低く（あるいは直接の対象にならず）、違反行為に対する抑止効果が不十分な事例
 - 事例 3. 効果的・効率的な検査・調査に困難が生じている事例

建議 1

インサイダー取引規制における関係者の範囲について (事例 1. 関連)

発行者との契約締結者などの公開買付者等関係者と同等の内部者とみなされるべき者から情報受領した者がインサイダー取引規制の対象外になる場合があるなど、規制の趣旨に鑑みると不正と考えられる行為でありながら、現行制度では規制の対象とならないものがある。

⇒ 公開買付者等関係者の範囲等について、各関係者と同等の内部者とみなされるべき者が含まれるよう拡大する必要

建議 2

課徴金の適用範囲及び算定基準について (事例 2. 関連)

他人名義口座の提供を受けるなどして不公正取引を行う悪質な事案が多く発生しており、なかには提供先の不公正取引を認識した上で口座提供をしている課徴金対象とならない協力者も存在する。また、継続的に株式の買い集めを行う投資者による大量保有報告書の不提出など、想定される利得額と比較して現行の課徴金額の水準が抑止効果としては不十分とみられるものがある。さらに、従来の方法では課徴金の算定が困難になりうる新しい形態である高速取引行為による不公正取引事案が認められている。

⇒ 実効的な抑止力を発揮するための課徴金水準の引上げ及び対象の拡大、新しい取引形態に対応した算定方法の見直しなどの適切な措置を講ずる必要

建議 3

効果的・効率的な検査・調査の実施のための措置について (事例 3. 関連)

○ 建議 2 を踏まえ課徴金水準の引上げ等が図られることと併せて、検査・調査においても、より一層、実効性・効率性を高めていくことが重要となってくる。

⇒ 対象者の自発的な協力を促すよう減算制度の拡大などの適切な措置を講ずる必要

○ 証券監視委の検査対象となる金商業者・上場企業等の多様化や当局間の国際協力の進展がみられる。

⇒ 国内事業者等を対象とする検査及び外国当局に対する調査協力に関して、出頭命令の権限を追加するなどとともに、証券監督者国際機構 (IOSCO) の強化された多国間情報交換枠組み (EMMoU) への早期署名に向けた取組みを行うといった適切な措置を講ずる必要

○ 金融商品取引業の無登録業と偽計、相場操縦等の不公正取引との複合型と疑われる事案等に適切に対応する必要がある。

⇒ 無登録業を行う者に対する犯則調査権限を創設するなどの適切な措置を講ずる必要

(参考) 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告の概要 (R7.12.26公表)

有価証券の不正取引等について、不正と考えられるものの既存の法令では違反行為として捕捉できない事例や、違反行為として捕捉できるが課徴金の額が低く、抑止効果として不十分な事例が生じていること等への制度的対応を行う。

(1) インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大等

- 公開買付けに係るインサイダー取引規制の対象者として、**公開買付けの対象企業(買われる側)と契約を締結・交渉している者(例:対象企業のアドバイザー)等を追加**

(注1) 公開買付けをする者(買う側)の関係者は広範に規制対象者とされているが、公開買付けの対象企業(買われる側)の関係者はその役員のみが規制対象者とされている。

(注2) その他、インサイダー取引規制における「親会社」の定義を見直す(有価証券報告書等に記載されていなくても、他の会社を支配している会社は親会社とする)。

(2) 課徴金制度の見直し(算定方法の見直し)

- **公開買付けに係るインサイダー取引の課徴金の水準を引上げ**

(注3) 近時の事例を踏まえた公開買付けのプレミアム分(例えば、公表前の価格の50%増し等)を考慮したものにする(現行は公表後2週間の最高値)。

- **大量保有報告制度違反に係る課徴金の水準を引上げ**

(注4) 近時の事例を踏まえた価格変動分(例えば、7%等)(現行は0.1%)を考慮したものにする。

- **高速取引行為(HFT)による相場操縦に対する課徴金の算出方法の適正化**

(注5) マイクロ秒単位で高速・高頻度に注文を繰り返して薄利の取引(1万円未満)を大量に行うという傾向を踏まえ、端数の切捨処理の基準値を1万円未満から1円未満に変更する等。

(3) 課徴金制度の見直し(対象の拡大等)

- **他人名義口座の提供を受けるなどして不正取引を行う者に対する課徴金の水準を引上げ**

(注6) 例えば、違反行為による利得相当額の1.5倍等。

- **口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金を創設**

(注7) 例えば、違反者の利得相当額の半額等。

- **課徴金減算制度について、調査開始後における協力度合いに応じて減算する制度を導入**

(4) 調査権限等の拡充

- **外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に出頭を求める権限を追加**

(注8) IOSCO EMMoU(各国当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み)への署名要件の一つとして、当局に出頭を求める権限が必要。

- **金融商品取引業の無登録業に対する証券取引等監視委員会の犯則調査権限を追加**

(5) その他の論点

- **犯則調査手続をデジタル化(刑事訴訟手続のデジタル化と同様)**

- **金融商品取引業者の退出時における顧客財産の返還に関する制度(管理人制度)を創設**

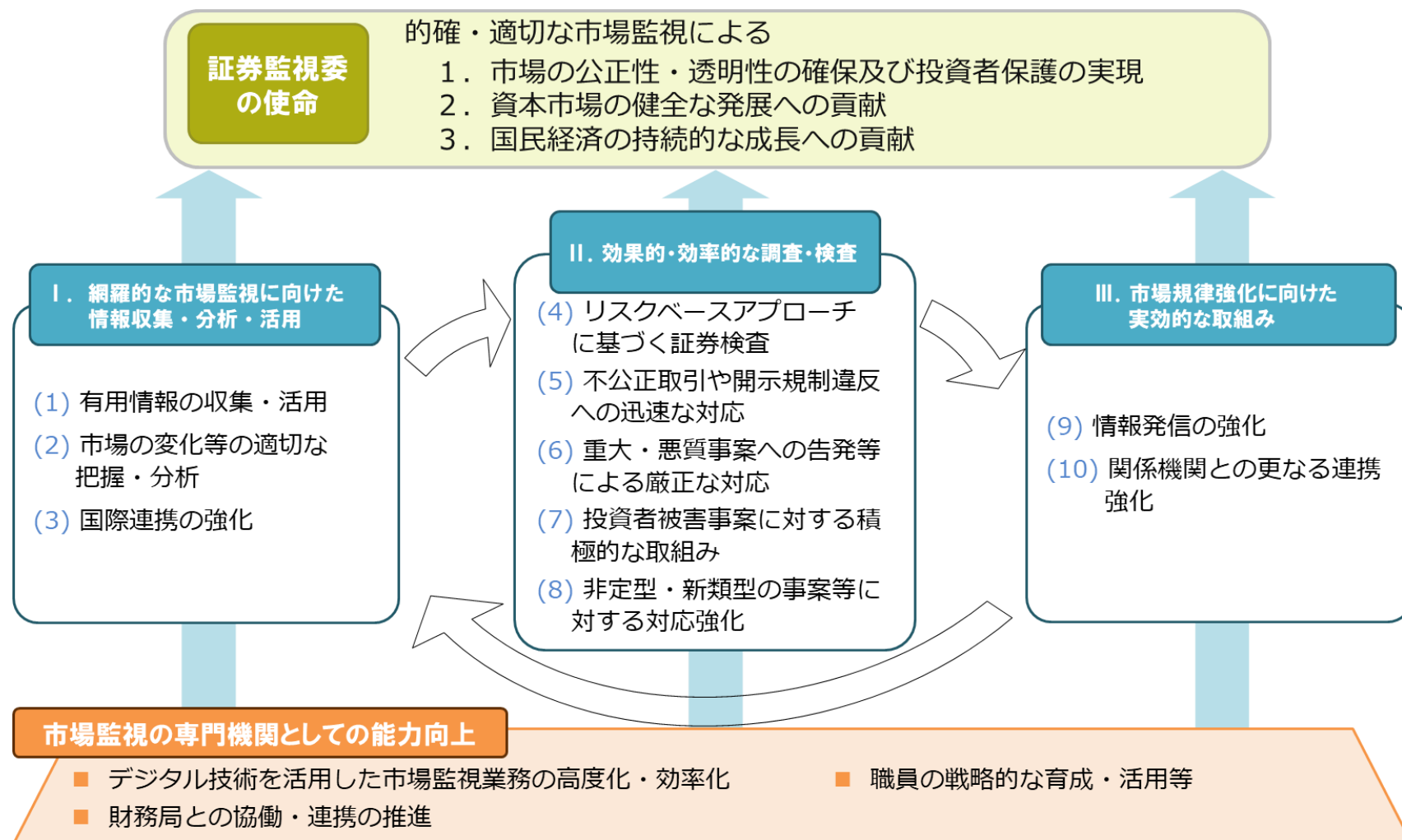
(注9) 近年の登録取消事案において、役員が不在となる事案が発生。

V. 証券取引等監視委員会 中期活動方針（第12期）

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券取引等監視委員会 中期活動方針 （第12期：2026年～2028年）

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～



証券取引等監視委員会 中期活動方針

（第12期：2026年～2028年）

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

2026(令和8)年1月16日

証券取引等監視委員会

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視¹による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今般、第12期²が発足しました。

市場においては、その仕組みの変更やデジタル技術の発展により、市場監視対象の拡大・複雑化・高度化・グローバル化が進んでいます。また、貯蓄から投資への動きの中で投資者の裾野の広がりも見られます。

証券監視委は、こうした環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処、といった機能を引き続き適時適切に活用することで、自らの使命を果たしてまいります。

具体的には、以下のとおり、「Ⅰ. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析・活用」「Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査」「Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現に努めてまいります。また、市場監視の専門機関としての能力を向上させ、市場監視の好循環の礎とします。

1. 市場監視とは、市場モニタリング、取引審査、証券検査、取引調査、開示検査、犯則調査等を含む、証券監視委の活動全般を指す。
2. 証券監視委の委員長及び委員の任期は3年とされており（金融庁設置法第13条第1項）、この3年の期間を「1期」と呼んでいる。

具体的な施策

I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析・活用

(1) 有用情報の収集・活用

- 証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集し、活用します。
- 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用します。

(2) 市場の変化等の適切な把握・分析

- 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の市場全体に目を向けるとともに、それらの変化を適時に把握・分析することで、問題の早期発見につなげます。
- 市場や上場企業・金融商品取引業者等の市場関係者を取り巻く環境変化や制度見直し等を踏まえつつ、新たな商品・取引や、監視の目の行き届きにくい商品・取引等に的確に対応します。

(3) 国際連携の強化

- 証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、グローバルな市場監視を強化するとともに、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を交換し、市場監視に活用します。

具体的な施策（続き）

II. 効果的・効率的な調査・検査

(4) リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、顧客の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務が遂行されているかなどの観点に基づく検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、深度ある議論を通じて、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明した上で、行政処分勧告等を行うにとどまらず、実効性のある内部管理態勢の構築等を促すことにより、再発防止・未然防止につなげます。

(5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。
- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

(6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

具体的な施策（続き）

II. 効果的・効率的な調査・検査（続き）

(7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

- 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し、SNS上の広告等を通じて無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て等、投資者被害事案に対して、積極的に対応します。

(8) 非定型・新類型の事案等に対する対応強化

- 証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、デジタル技術の発展や新たな金融商品の広がりなど、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等についても、積極的に対応します。

具体的な施策（続き）

Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(9) 情報発信の強化

- 投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させます。
- 個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行います。これにより、意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集・活用につなげます。

(10) 関係機関との更なる連携強化

- 市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。
- 共通の目的を有する自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。

具体的な施策（続き）

市場監視の専門機関としての能力向上

(1) デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化

- 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、デジタル技術の一層の活用に向け必要なインフラの見直しや、デジタルフォレンジック業務に必要な機器等の整備を行うとともに、対応する職員の技術の向上を一層進めていきます。

(2) 職員の戦略的な育成・活用等

- 市場監視の力の源泉は職員であり、職員誰もがいきいきと働き、全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう環境整備を進めます。
- 証券監視委の使命を適切に果たしていくため、高度な専門性と幅広い視点を持った職員の育成・確保に引き続き取り組みます。
- その上で、こうした職員の能力と、法律、会計、システム、不動産、金融工学等の多様な専門家の知見とを結集し、関係機関とも連携して、複雑化・高度化する市場に対応していきます。

(3) 財務局との協働・連携の推進

- 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において情報共有を進め意思疎通を確保し、業務遂行能力を更に高めつつ、一体的な業務運営を図っていきます。

VI. 勧告・告発等事例

日本フォームサービス(株)における有価証券報告書等の
虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告 (R1.12.6)

勧告内容

- ・ 勧告対象：日本フォームサービス株式会社
- ・ 課徴金額：2,400万円

事案概要及び特色

＜事案概要＞

- ・ 当社は、当社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等の不適正な会計処理を行った。
- ・ また、有価証券報告書中「コーポレート・ガバナンスの状況」において、取締役会の開催状況等について、実態とは異なる記載を行った。
- ・ これらにより、当社は、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した。

＜本事案の特色＞

- ・ 「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載に対して課徴金勧告を行った初の事例。
- ・ 公認会計士・監査審査会は、課徴金納付命令勧告と同日に、当社の会計監査人に関し、当社等に対する不適正な監査業務等を理由として行政処分等の措置を勧告。

有価証券報告書

- 第一部 企業情報
 - 第1 企業の概況
 - 第2 事業の状況
 - 第3 設備の状況
 - 第4 提出会社の状況
 - コーポレート・ガバナンスの状況
 - ・
 - 第5 経理の状況
 - 1 連結財務諸表等
 - (1) 連結財務諸表
 - ・
 - ・
 - ・

虚偽記載

「取締役会は...原則月1回開催の定例の取締役会を開催し、重要事項はすべて付議され、...」と記載していたが、当社は、取締役会を年3回しか開催しておらず、また、取締役会において重要事項の大部分が付議されていなかった。

この他にも、多数の虚偽記載を認定。

虚偽記載

- ・ 子会社における売り上げ前倒し計上等
- ・ 未完成品を顧客からの預かり在庫とする売上の前倒し計上
- ・ 仕入及び買掛金除外並びにその隠蔽操作
- ・ 架空棚卸資産の計上

等

**(参考) 監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく
勧告について (抄)**

令和元年12月6日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、監査法人大手門会計事務所(以下「当監査法人」という。)を検査した結果、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

1. 業務管理態勢

最高経営責任者は、監査報告書の提出期限内に、無限定適正意見を表明することを最優先と考え、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、また、財務諸表の信頼性を担保するという監査法人として社会から期待された役割と責任を果たす意識が不足していた。こうしたことから、特定の監査業務において、最高経営責任者を含む業務執行社員が、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったと認識していながら、無限定適正意見を表明している極めて不適切な状況が認められている。

2. 品質管理態勢

監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスク評価等が不十分であること、実効性のある審査実施態勢が構築されていないこと、監査調書を合理的な理由なく修正又は追加できるような状況を容認していること、公認会計士法で禁止されている社員の競業があることなどについて重要な不備が認められるほか、広範に不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

検証した全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、会計基準及び監査の基準の理解が不足している状況、職業的懐疑心が欠如している状況がみられ、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められており、著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

日産自動車(株)における有価証券報告書等の虚偽記載に係る
課徴金納付命令勧告 (R1.12.10)

勧告内容

- ・ 勧告対象：日産自動車株式会社
- ・ 課徴金額：24億2,489万5,000円

事案概要及び特色

＜事案概要＞

- ・ 当社は、有価証券報告書中の「コーポレート・ガバナンスの状況」の役員報酬等に関する情報において、
 - 連結報酬等の総額が1億円以上である役員ごとの報酬等
 - これらの役員を含む、役員区分ごとの報酬等の総額等
 について、実態とは異なる記載を行ったことにより、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出。

＜本事案の特色＞

- ・ 「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載のみを対象として課徴金勧告を行った初の事例。

有価証券報告書

- 第一部 企業情報
 - 第1 企業の概況
 - 第2 事業の状況
 - 第3 設備の状況
 - 第4 提出会社の状況
 - コーポレート・ガバナンスの状況
 - 役員報酬等**
 - 第5 経理の状況
 - 1 連結財務諸表等
 - ・
 - ・
 - ・

虚偽記載

- ・ 代表取締役会長(当時)の金銭報酬のうち、別名目とした繰延報酬を不開示
- ・ 代表取締役(当時)の1億円以上であった金銭報酬を不開示
- ・ 株価連動型インセンティブ受領権(SAR)について、各取締役への権利付与時の公正価値(開示済)と各取締役の権利行使時の支給額との差額を不開示等

(株)ディー・ディー・エスにおける有価証券報告書等の虚偽記載
に係る課徴金納付命令勧告 (R4.12.9)

勧告内容

- ・ 勧告対象：株式会社ディー・ディー・エス
- ・ 課徴金額：2億 573万円

事案概要及び特色

＜事案概要＞

- ・ 当社（勧告当時は「東証グロース市場」）は、連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上や、役員貸付金に対する貸倒引当金繰入額の過少計上等の不適正な会計処理を行った。
- ・ また、当社は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等（以下「重要事象等」）が存在するにもかかわらず、有価証券報告書等にその旨及びその具体的な内容を記載しなかった。
- ・ この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載があり、また、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

＜本事案の特色＞

- ・ 非財務情報である重要事象等の不記載に対し、課徴金納付命令勧告を行った初の事案。
- ・ 当社は、内部管理体制等について改善の見込みがなくなったとして、令和5年8月に上場廃止とな

【主な違反行為事実の概要】

有価証券報告書

- 第一部 企業情報
 - 第1 企業の概況
 - 第2 事業の状況
 - ・
 - 事業等のリスク
 - ・
 - 第3 設備の状況
 - 第4 提出会社の状況
 - 第5 経理の状況
 - ・
 - ・

不記載の内容

- ▶ 重要事象等※が存在するにもかかわらず、「事業等のリスク」において、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。

企業内容等の開示に関する内閣府令（抜粋）
第二号様式
(31) 事業等のリスク
b 重要事象等が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。・・・

※将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等

「令和6事務年度 開示検査事例集(※)」より抜粋
 ※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20250630.html>

監視委
 コラム 

非財務情報の重要性が増してきています！

有価証券報告書における財務情報及び非財務情報は、いずれも、投資者にとって適切な投資判断を行うことを可能とする重要な情報であるとともに、企業にとっても、投資者との建設的な対話の促進を通じて、経営の質を高め、持続的に企業価値を向上させることにつながる重要な情報であると考えられます。特に非財務情報については、財務情報を補完し、企業と投資者との対話の基盤として重要性を増してきており、これまでも非財務情報の開示の充実化に向けた取組みが進められてきました。

○ 非財務情報とはどんな情報？

非財務情報は、一般に、法定開示書類（有価証券報告書等）において提供される情報のうち、金融商品取引法第193条の2が規定する「財務計算に関する書類」において提供される財務情報以外の情報を指します。具体例としては、以下の記載項目等があります。

有価証券報告書における非財務情報の記載項目

- 第1 企業の概要【従業員の状況など】
- 第2 事業の状況【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組など】
- 第3 設備の状況【設備投資等の概要など】
- 第4 提出会社の状況【コーポレート・ガバナンスの状況等など】

次頁に続く 

「令和6事務年度 開示検査事例集(※)」より抜粋
※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20250630.html>

監視委
コラム 

非財務情報の重要性が増してきています！(続き)

こうした中、更なる非財務情報の開示の充実を促すため、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設などが盛り込まれた改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」が令和5年1月に施行されました(令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用)。

○ 非財務情報の開示規制違反にも目を光らせています！

このように、非財務情報は、資本市場にとって極めて重要な情報であり、虚偽記載等を行うことは許されるものではありません※。

このため、証券監視委では、投資者に正確な情報が提供されるよう、非財務情報を含め、開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析、開示検査を実施していきます。

※ ただし、令和5年1月に「企業内容等開示ガイドライン」が改正され、有価証券報告書等に記載した将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと等が明確化されています。

開示規制違反
事例 4

サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告 (R4.12.9)



勧告内容

- ・ 勧告対象：①株式会社サカイ
②株式会社サンワ
- ・ 課徴金額：①10万円、②10万円

事案概要及び特色

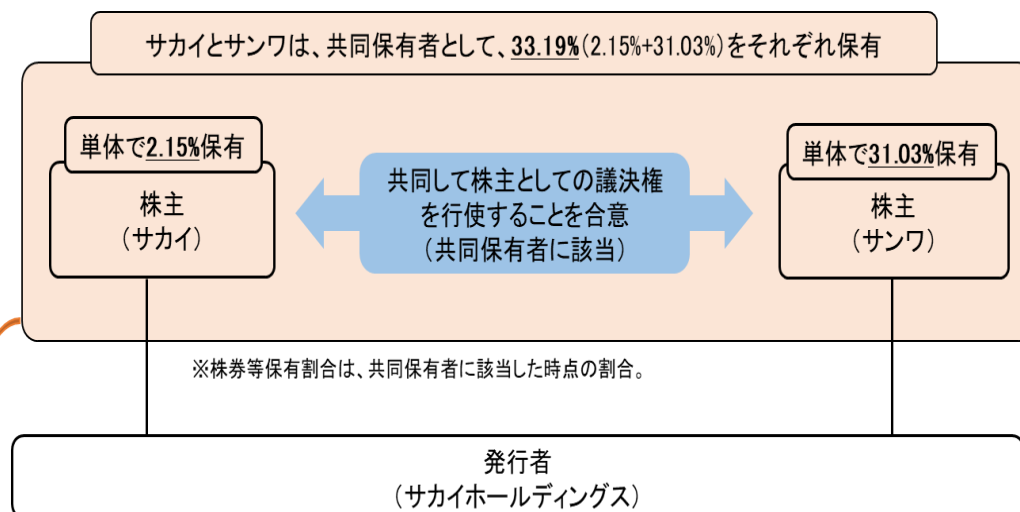
＜事案概要＞

- ・ 株式会社サカイホールディングスの株主であるサカイとサンワは、サカイホールディングスに対して株主提案（取締役の選任）を行うこと及びその賛成に関し、共同して株主としての議決権を行使することを合意していた（共同保有者に該当）。
- ・ サカイとサンワは、共同保有者に該当していたにもかかわらず、大量保有報告書等を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある等の変更報告書を提出した。

＜本事案の特色＞

- ・ 共同して議決権を行使することを合意している場合に該当するとして、それぞれが共同保有者であると認定した初めての事案。

- ・ 大量保有報告制度では、法人・個人にかかわらず、下記①又は②に該当した場合、該当した日から5日以内に、「大量保有報告書」「変更報告書」を提出しなければならない。
 - ① 上場会社の株券等の保有割合が5%を超えた場合（「大量保有報告書」）
 - ② その割合が1%以上増減するなどした場合（「変更報告書」）
- ・ 株券等の保有割合の計算にあたっては、共同保有者（共同して株券等の取得や議決権の行使をすること等を合意している他の保有者）の保有株券等の数も加算することとされている。



サカイとサンワは、共同保有者に該当したにもかかわらず、大量報告書等を提出せず、又は虚偽記載がある等の変更報告書を提出した。

「令和6事務年度 開示検査事例集(※)」より抜粋
 ※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20250630.html>

監視委
 コラム 

大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか？

大量保有報告制度の概要

○ 提出義務は誰が負うか？

上場会社等が発行する株券等の保有割合（以下「株券等保有割合」という。）が5%超となった「保有者」（法人・個人を問いません）は、原則、その日から5営業日以内に「大量保有報告書」を、その後、株券等保有割合が1%以上増減した場合には、その日から5営業日以内に「変更報告書」を提出しなければなりません。

○ 誰が「保有者」に該当するか？

株券等の「保有者」には、自己の名義をもって株券等を所有する者のみならず、他人（仮設人を含みます）の名義をもって株券等を所有する者が含まれます。したがって、計算の帰属は本人でありながら、取引口座や株券等の名義を他人名義や架空の名義にして実質的に所有している者、名義書換をしておらず前の所有者の名義となっている株券等の所有者等も含まれます。

○ 「株券等保有割合」は「共同保有者」分も含めて計算！

「株券等保有割合」の計算に当たっては、「保有者」の保有株券等の数に「共同保有者」の保有株券等の数を加えて計算しなければなりません。

「共同保有者」は、他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は議決権その他の権利を行使することに合意している者をいいます。また、このような合意をしていなくても、会社の総株主の議決権の50%を超える株式を所有する者（「支配株主等」と当該会社（「被支配会社」）の関係を有する者（＝親子会社）、支配株主等を同じくする被支配会社同士の関係を有する者（＝兄弟会社）等も、「共同保有者」に含まれます（いわゆる「みなし共同保有者」です）。

ピクセルカンパニーズ株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告（H29.12.19、R7.2.21）

勧告内容

- ・ 勧告対象：ピクセルカンパニーズ株式会社
 - ・ 課徴金額：①600万円
②6億2984万円（※）
- ※ 過去5年以内に開示規制違反により課徴金納付命令を受けているため、通常の課徴金額の1.5倍に相当する額

事案概要及び特色等

<事案概要>

- ・ 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出し、二度の課徴金納付命令勧告を受けた。

<平成29年12月19日勧告事案>

- ・ 当社の連結子会社は、設備の販売取引において、設備を引き渡していないにもかかわらず、売上の過大計上を行った。

<令和7年2月21日勧告事案>

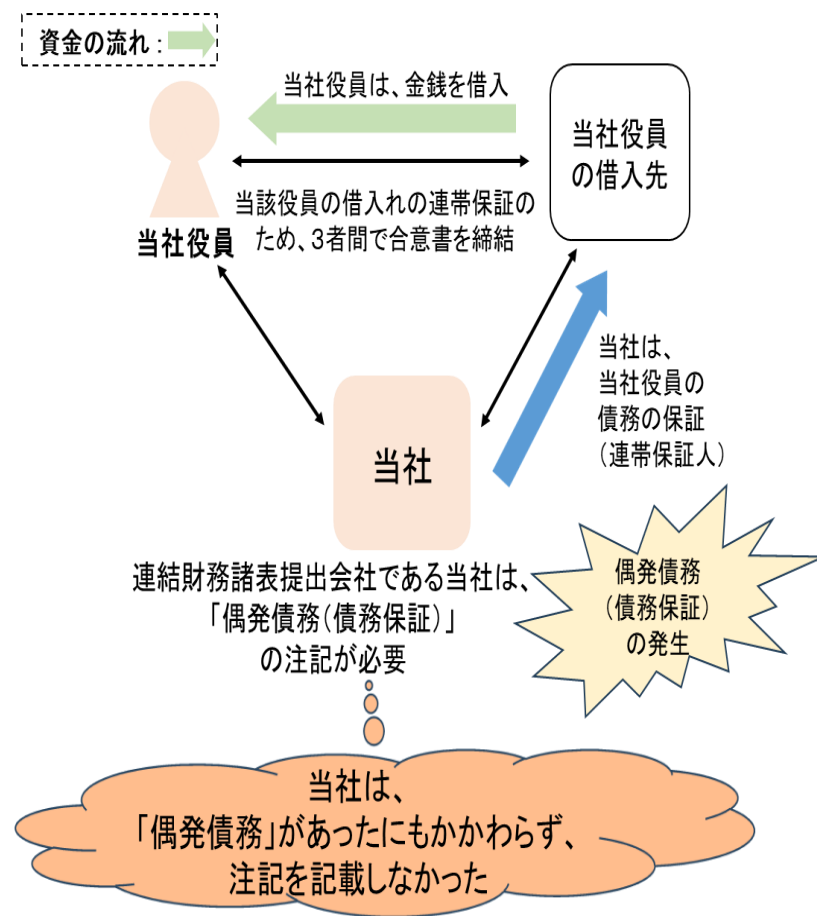
- ・ 当社の連結子会社は、実態のない前渡金の計上に係る損失を計上しなかった。
- ・ 当社は、連結財務諸表に以下の注記を行わなかった。
 - ✓ 当社役員の個人借入の連帯保証に係る「偶発債務（債務保証）」としての注記（右図参照）
 - ✓ 当社又は当社の連結子会社と当社役員等との取引に係る「関連当事者との取引」としての注記

<特色>

- ・ 偶発債務の注記の不記載に対する初の課徴金納付命令勧告事案である。
- ・ 重要な虚偽記載等があった開示書類の提出日（R5.2.8付ほか5通）から遡り5年以内に開示規制違反により課徴金納付命令（H30.3.19）を受けていることから、通常の課徴金額の1.5倍に相当する額の課徴金納付命令勧告を受けた初の事案である。

【主な不正行為の概要】

（R7.2勧告事案「偶発債務（債務保証）」の注記の不記載）



※上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

「令和6事務年度 開示検査事例集(※)」より抜粋
 ※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20250630.html>

監視委 コラム

なぜ「注記」が必要なのか？

連結財務諸表等の「注記」は、投資者等の利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に関する適正な判断を行うために必要な事項等であり、注記事項があるときには連結財務諸表規則等において記載をしなければならないとされています。

近年、連結財務諸表等への「注記」を行わなかった上場会社に対し、「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」有価証券報告書等を提出したとして、課徴金納付命令勧告を行った事例が見られています。

「関連当事者との取引に関する注記」

- ・ 「関連当事者」は、上場会社等の親会社、子会社、主要株主、役員等をいい（財務諸表等規則第8条第17項、連結財務諸表規則第15条の4）、上場会社等が「関連当事者との取引」を行っている場合には、その重要なものについて、「関連当事者」ごとにその内容を注記しなければなりません（財務諸表等規則第8条の10、連結財務諸表規則第15条の4の2）。
- ・ 上場会社等が関連当事者と取引を行う場合には、その取引は上場会社等と関連当事者が対等な立場で行われているとは限りません。このような場合には、上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことも、また、直接、取引を行っていない場合でも、関連当事者の存在自体が上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼしていることもあります。

「偶発債務の注記」

- ・ 偶発債務は、債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実には発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいい、偶発債務がある場合には、その内容及び金額を注記しなければなりません（重要性の乏しいものについては、注記を省略することが可）（財務諸表等規則第58条、連結財務諸表規則第39条の2）。
- ・ 例えば、債務の保証は、保証する会社が主たる債務者の債務を履行できない場合に代わりに返済義務を負う契約であることから、保証する会社には潜在的な支払義務が生じる可能性があります。

以上のように、これらの注記は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすことが考えられることから、その開示が求められています。

上場会社の皆様におかれては、こうした関連当事者との取引や偶発債務等の注記が求められている理由を十分にご理解いただいた上で、法令及び会計基準等に基づき適切な開示を行っていただく必要があります。

勧告内容

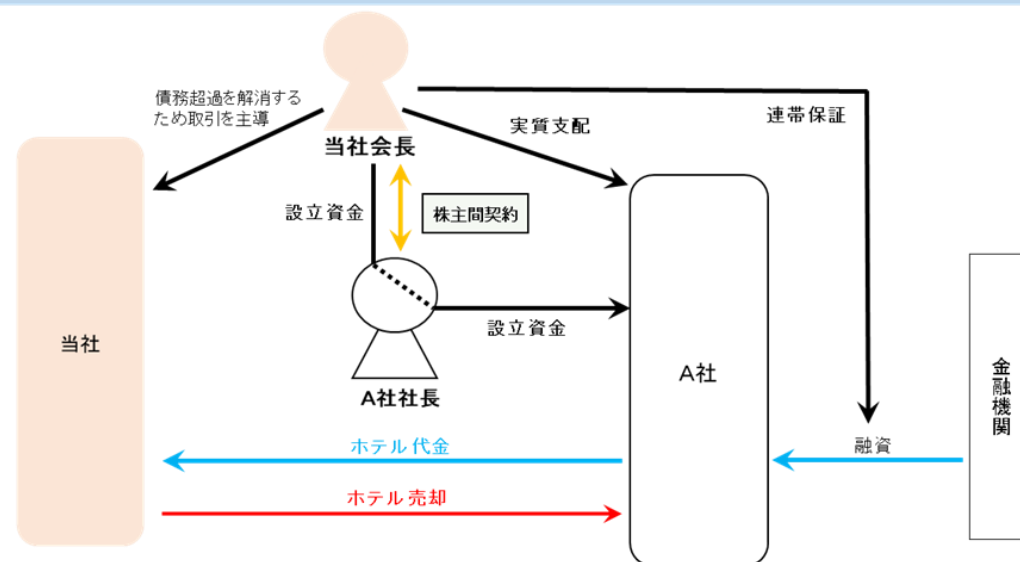
- ・ 勧告対象：(株)アルファクス・フード・システム
- ・ 課徴金額：3,486万円

事案概要

- ・ 当社は、債務超過を解消するため、
 - ✓ 本来は当社会長が実質的に支配する会社を連結子会社とする連結財務諸表を作成し、内部取引として相殺消去すべきであった当該会社に対するホテル売却について、固定資産売却益等を過大に計上した
 - ✓ 取引先に虚偽の説明をして実際の納品・検収より早い日付で納品書等にサインをさせ、売上を前倒して計上した
 等の不適正な会計処理を行った。
- ・ この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある及び記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。
- ・ 当社は東証グロース市場に上場していたが、延長承認を受けた法定提出期限等までに2025年9月期半期報告書を提出しなかったことから、本年9月6日付で上場廃止となった。

【主な不適正な会計処理の概要】 (固定資産売却益等の過大計上)

- ・ 当社は、債務超過を解消するため、第三者であるA社社長が100%出資するA社に対して、当社が保有するホテルを売却し、固定資産売却益等を計上した。
- ・ しかしながら、A社の設立資金は、当社会長が貸し付けた資金によるものであった。
また、当社会長とA社社長との間で、ホテル売却後もA社のホテル運営等に関する事項は当社会長の承認を必要とすることなどを明示した株主間契約を締結しており、実質的には、継続して当社会長がA社の経営権を有していた。
さらに、A社が、ホテル購入代金を金融機関から借り入れた際、当社会長が当該融資の連帯保証を行っていた。
⇒ 当社は、A社を連結子会社として、内部取引を相殺消去した連結財務諸表を作成すべきであった。



※イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

(株)フィスコにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る
課徴金納付命令勧告 (R7.12.5)

勧告内容

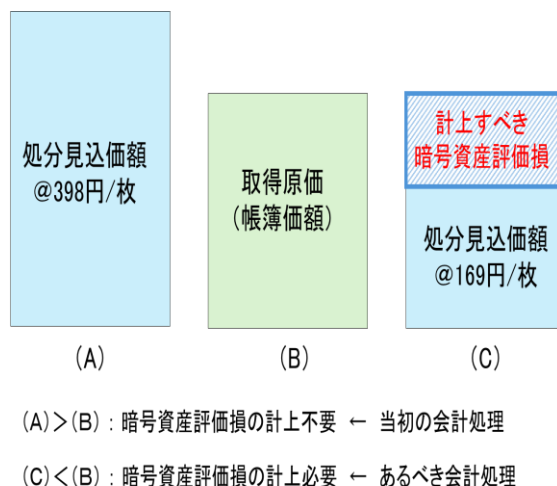
- ・ 勧告対象：株式会社フィスコ
- ・ 課徴金額：1,500万円

事案概要

- ・ 当社は、当社グループが保有する暗号資産（フィスココイン）について、「活発な市場が存在しない暗号資産」として「処分見込価額」で評価する際、当社取締役2名による取引で吊り上げられた暗号資産交換所 Zaif の終値を基に算定することにより、暗号資産評価損を計上しなかった等の不適正な会計処理を行った。
- ・ この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。

【主な不適正な会計処理の概要】
（暗号資産評価損の不計上）

- ・ 「活発な市場が存在しない暗号資産」は取得原価で評価し、期末において、「処分見込価額」が「取得原価」（帳簿価額）を下回る場合には、「処分見込価額」※で評価する。
※ 「処分見込価額」は、資金の回収が確実な金額に基づくもの。
 - ・ 当社は、暗号資産（フィスココイン）を「活発な市場が存在しない暗号資産」とし、その「処分見込価額」を暗号資産交換所（Zaif）における期末の終値を基に算定することとしていた。
 - ・ 令和4年6月第2四半期末において、当該暗号資産の「処分見込価額」は「取得原価」を上回ったことから、当社は「取得原価」を貸借対照表価額として計上したが、「処分見込価額」の算定の基となった期末の終値398円は、当社の前取締役2名による取引で吊り上げられた価格であり、これを基に「処分見込価額」を算定することはできない。
- ⇒ 本来、当社は、前取締役2名が取引を行う前の6月28日の暗号資産交換所（Zaif）における終値169円を基に処分見込価額を算定し、「取得原価」（帳簿価額）との差額を暗号資産評価損として計上すべきであった。



※イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

(株)オルツに係る虚偽有価証券届出書等提出事件の告発
(R7.10.18)**告発内容**

- 犯則嫌疑法人：株式会社オルツ
- 犯則嫌疑者：犯則嫌疑法人の代表取締役社長としてその業務全般を統括管理していたもの
犯則嫌疑法人の取締役兼最高財務責任者として財務業務を統括管理していたもの
犯則嫌疑法人のAI Solutions事業部長等として営業業務を統括管理していたもの
犯則嫌疑法人の財務経理部長として経理業務を統括管理していたもの

事案概要

犯則嫌疑者 4 名は、共謀の上

- 犯則嫌疑法人の業務に関し、株式会社東京証券取引所グロース市場（以下「グロース市場」）上場に伴う株券の募集及び売出しを実施するに際し、令和 6 年 9 月 5 日、関東財務局長に対し、架空売上高を計上する方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出した。
 - ✓ 令和 4 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの事業年度につき、売上高が約 2 億 4 千万円であったにもかかわらず、売上高を約 2 6 億 6 千万円と記載した虚偽の損益計算書を掲載
 - ✓ 令和 5 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの事業年度につき、売上高が約 3 億 9 千万円であったにもかかわらず、売上高を約 4 1 億 1 千万円と記載した虚偽の損益計算書を掲載
 - ✓ 令和 6 年 1 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの中間会計期間につき、売上高が約 4 億 9 千万円であったにもかかわらず、売上高を約 2 8 億 4 千万円と記載した虚偽の中間損益計算書を掲載
- その発行する株券をグロース市場に上場していた犯則嫌疑法人の業務に関し、令和 7 年 3 月 27 日、関東財務局長に対し、架空売上高を計上する方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。
 - ✓ 令和 6 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの連結会計年度につき、売上高が約 10 億 9 千万円であったにもかかわらず、売上高を約 60 億 5 千万円と記載した虚偽の連結損益計算書を掲載

不公正取引
事例 1東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引に対する
課徴金納付命令勧告 (H22.11.16)

勧告内容

- 違反行為者：東陽監査法人に所属する公認会計士
- 課徴金額：118万円

事案概要及び特色等

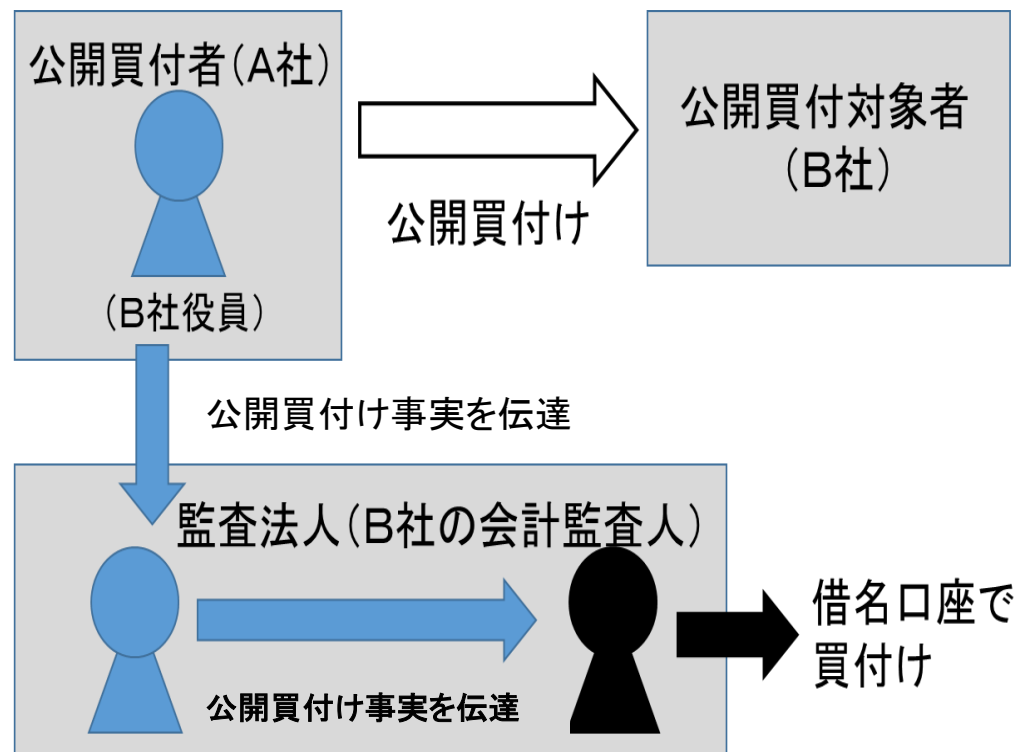
＜事案概要＞

- 違反行為者は、B社の会計監査人を務めていた監査法人に所属する公認会計士であったが、同監査法人に所属する別の公認会計士が職務上伝達を受けた公開買付けの事実を、その職務に関し知りながら、公表前にB社の株式を買い付けたもの。

＜特色＞

- 市場の公正性、透明性の確保という点で、大きな公共的役割を担っている公認会計士が、職務上知り得た公開買付け事実を利用して、インサイダー取引を行った事例。

【概要図】



「令和6年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～（※）」より抜粋
 ※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20250624.html>

監視委
コラム



違反行為は見逃さない ～少額取引・他人名義取引でも発覚～

証券監視委は、これまでに、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず多数の課徴金勧告を行っています。また、違反行為の発覚を妨げる「隠蔽目的」で、他人名義の証券口座（借名口座）を用いる、複数の自己の証券口座を用いるなどの悪質性の高い不公正取引事案についても多数の課徴金勧告を行っています。

しかしながら、依然として、自身の違反行為が発覚することはないと安易に考え、確信的又は出来心で違反行為に及ぶ者が後を絶たない状況が見受けられます。

証券監視委は、日本取引所自主規制法人等や証券会社等市場関係者と連携して常に市場を監視しており、違反行為が見逃されることはありません。

インサイダー取引で勧告対象となった違反行為者に見られた認識

100株くらいの取引なら当局に目を付けられないだろう。

× 間違いです！

他人名義で取引すれば当局に発覚しないだろう。

× 間違いです！

相場操縦行為で勧告対象となった違反行為者に見られた認識

利得額が少額の相場操縦なら発覚しないだろう。

× 間違いです！

複数の証券口座を使って相場操縦を行えば発覚しないだろう。

× 間違いです！

- 売買データや関係情報を詳細に分析することにより、問題のある取引を早期に把握することが可能です！
- 取引規模や課徴金額の大小にかかわらず幅広く取引を監視しており、少額の取引であっても調査の対象となります！
- 他人名義の証券口座や複数の自己の証券口座を用いるなど、違反行為の発覚を妨げる隠蔽工作を行っても、違反行為者の家族や友人、知人に対する幅広い調査等によって、真の取引者を容易に特定することが可能です！
- たとえ家族や友人・知人であっても、証券口座の貸与は厳禁です！

「令和6年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～（※）」より抜粋
 ※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20250624.html>

監視委
コラム



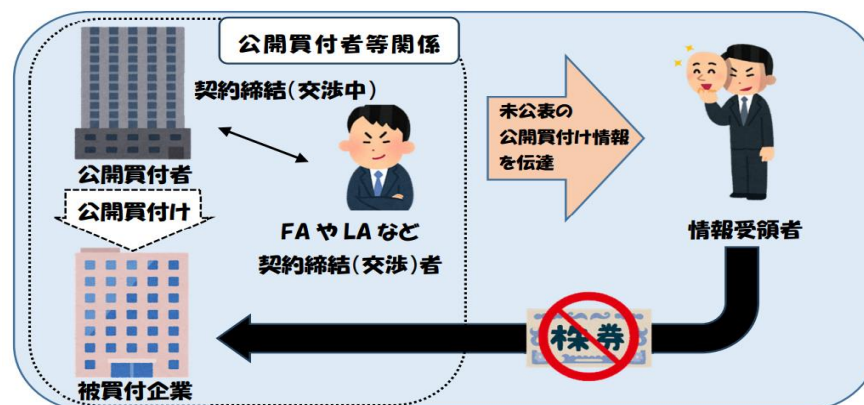
勧告件数が最も多いのは、公開買付け事案 ～公開買付けで気を付けるべきこと～

証券監視委のインサイダー取引に係る課徴金勧告事案でこれまでに最も件数が多いのは、公開買付け等事実に係る事案です。令和6年度では、公開買付者による業務委託契約の締結の交渉先の職員であった親族から公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けた者が、公表前に当該株式の買付けを行った事案の勧告を行いました。

公開買付けは、公表後に株価が上昇する確実性が高いことや、制度上、その公表前に多数の関係者に情報共有を必要とあり情報管理が難しいこと、公表までに相当な時間を要することが多いことなどから、違反行為件数が多いものと考えられます。

公開買付けに係るインサイダー取引規制では、公開買付者のみならず、被買付企業、FA（ファイナンシャル・アドバイザー）・LA（リーガル・アドバイザー）などの契約締結者、さらには公開買付者等に対し法令に基づく権限を有する公務員なども公開買付者等関係者となり、また、それらの者からの情報受領者も規制の対象となります。上場会社の役職員やアドバイザーなどの各種専門家は、研修等を通じて、インサイダー取引に関する知識の習得や意識付けの機会が多いと思われませんが、情報共有すべき関係者は、必ずしも上場会社の役職員に限られません。例えば、非上場会社の役職員は、インサイダー取引に関する知識の習得や意識付けの機会が必ずしも多いとは限りませんので、**情報共有に際しては、公開買付けの関係者が一体となって非上場会社の役職員への啓蒙や適切な情報管理の規律付けを含め、インサイダー取引の予防措置を積極的かつ十分に講じることが重要**です。

有益と考えられる予防措置としては、アドバイザーによる関係者への注意喚起、“Need To Know”の原則に基づく情報伝達の範囲や内容の検討のほか、守秘義務契約の締結、情報共有された関係者の氏名は日本取引所自主規制法人等の求めに応じて作成する経緯報告書に記載され提出されることを情報共有する者に対して予め周知しておくこと、などが挙げられます。

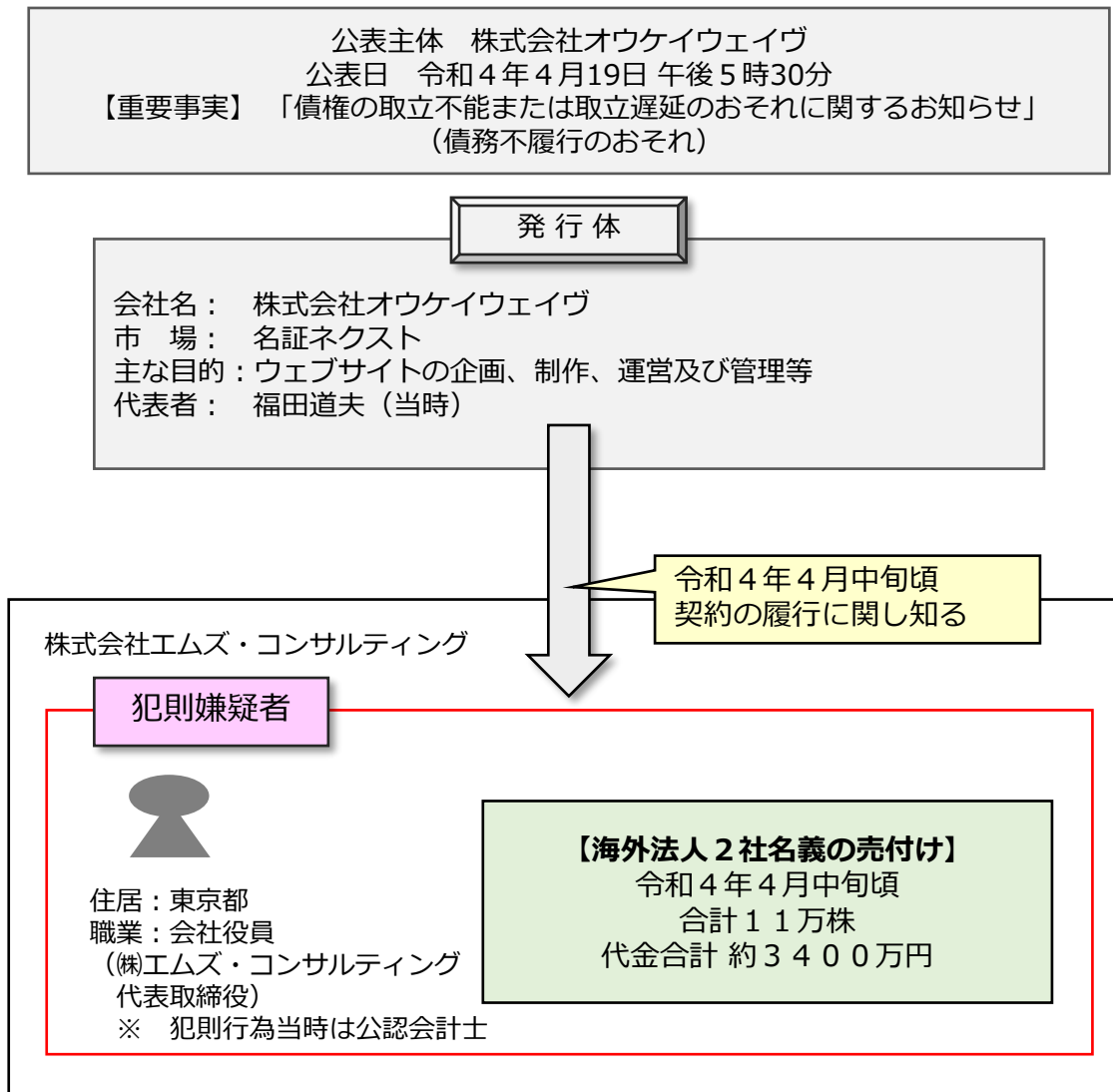


(株)オウケイウェイヴ株券に係る内部者取引事件の告発
(R7.3.11)**告発内容**

- 犯則嫌疑者：株式会社エムズ・コンサルティング代表取締役

事案概要等

- 犯則嫌疑者は、株式会社オウケイウェイヴ（以下「オウケイウェイヴ」）が株式会社エムズ・コンサルティングと締結していた財務アドバイザー契約の履行に関し、オウケイウェイヴの資金運用委託先に対する預託金及びその運用益に係る合計約49億円の払戻請求権について債務不履行のおそれが生じた旨の重要事実を知り、あらかじめ損失を回避しようと考え、その公表前に、海外法人2社名義のオウケイウェイヴ株券を売り付けたもの。
- 犯則嫌疑行為当時、資本市場の公正性を確保する役割を担う公認会計士でもあった代表取締役が行った内部者取引の事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められる。

【概要図】

不公正取引
事例3

岩崎通信機(株)との契約締結者の役員による情報伝達行為及び同役員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告 (R7.10.10)

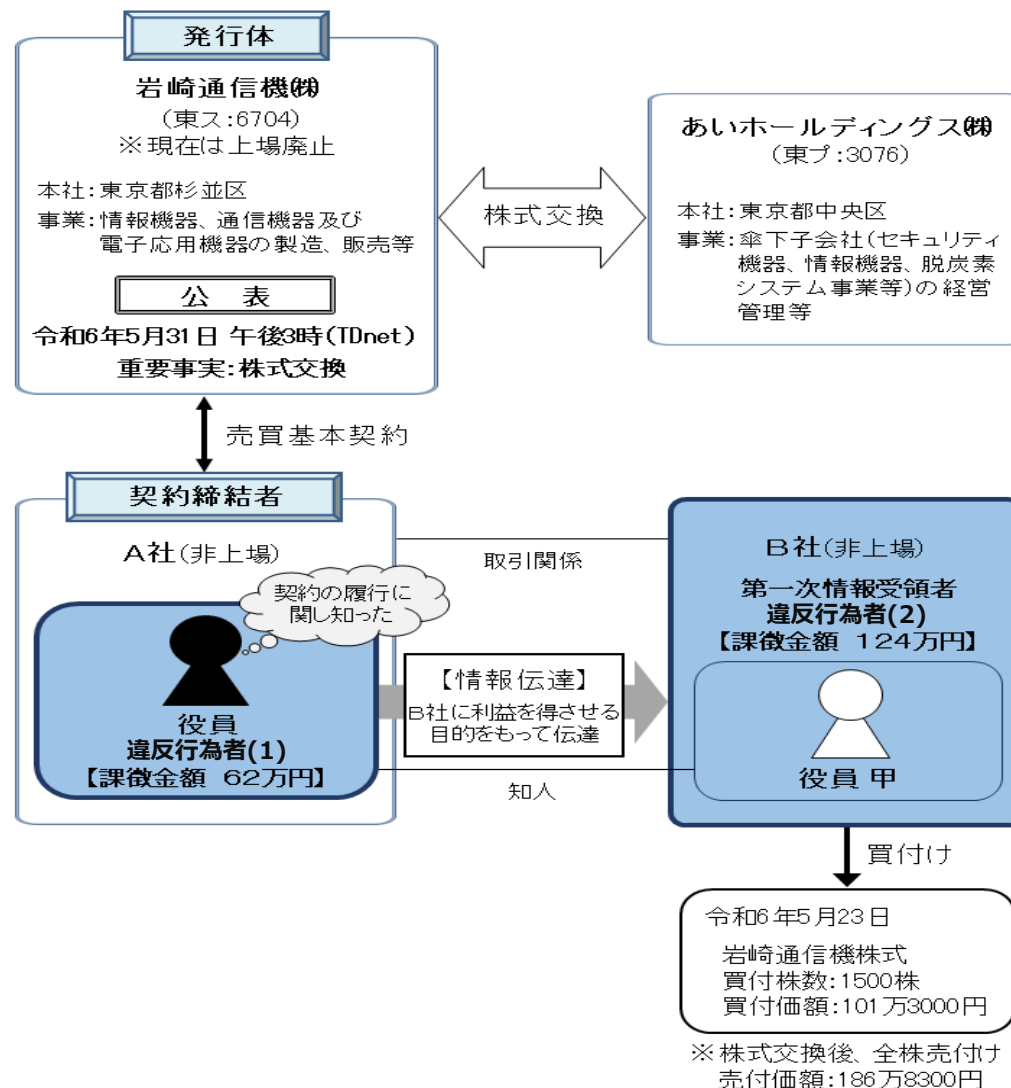
勧告内容

- 違反行為者(1) : 会社役員
- 違反行為者(2) : 法人
- 課徴金額 : (1)62万円、(2)124万円

事案概要

- 岩崎通信機株式会社（以下「岩崎通信機」。令和6年8月29日上場廃止）との間で、売買基本契約を締結していたA社の役員であった者（違反行為者(1)）は、岩崎通信機の発行済み株式の全部をあいホールディングス株式会社に取得させる株式交換を行うことについての決定をした旨の重要事実を同契約の履行に関し知りながら、B社（違反行為者(2)）の役員であった甲に対し、公表前に、B社に利益を得させる目的をもって伝達し、それによって役員甲が、B社の業務及び財産に関し、同株式を買い付けたもの。
- また、当該情報伝達を受けたB社（違反行為者(2)）は、B社の役員であった甲において、本件重要事実の伝達を受けながら、B社の業務及び財産に関し、公表前に、自己の計算において、同株式を買い付けたもの。

【概要図】



「令和6年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～（※）」より抜粋
 ※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20250624.html>

監視委
コラム



取引推奨規制違反について

～インサイダー情報自体を伝えなくても、当該情報に基づく取引推奨行為は違反です！～

会社関係者や公開買付者等関係者は、インサイダー情報を伝達しなくとも、利益を得させる目的又は損失を回避させる目的をもって取引を推奨すれば、取引推奨規制違反となります。

推奨者は、被推奨者から謝礼等を受け取っていかなくとも課徴金納付命令の対象となり、推奨者に課されることとなる課徴金額は、被推奨者が得た利益や損失回避額を上回る場合があります。

取引推奨行為の背景には、例えば、過去にお世話になった方へのお礼・恩返しや、我が子かわいさ等から、「インサイダー情報を伝えるのはまずいが、親しい人には儲けてもらって喜んでほしい」といった思いがあるのかもしれませんが、しかし、お礼や恩返しのつもりで、良かれと思って推奨したとしても、取引を行ってしまった被推奨者は、証券監視委の調査の対象になり、自宅や職場等を調査され、また、時間等を奪われることになり、結果として、恩返しどころか、大きな負担をかけることとなります。

インサイダー情報やその可能性がある情報に接した際には、まず立ち止まり、思慮深く行動することが重要です。



「令和6年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～（※）」より抜粋
 ※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20250624.html>

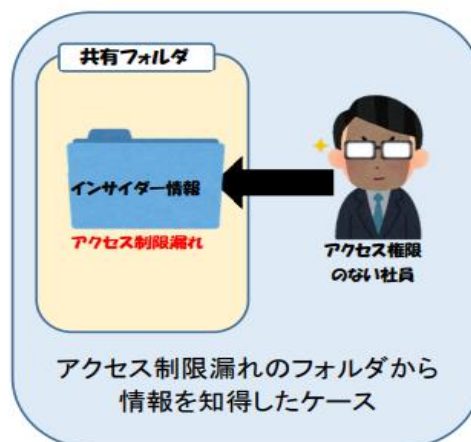
監視委
コラム



情報管理の重要性 ～職場編～

ここでは、近年のインサイダー取引による課徴金勧告事案でみられた、上場会社、取引先、公開買付者等の役職員等が、どのようにしてインサイダー情報を知り得るに至ったかの事例などを紹介しています。

インサイダー情報は、その情報を知得する立場にある者だけでなく、その立場にない者が業務を行う中で知得することも想定されますので、**上場会社等においては、インサイダー取引を防止するための規則を整備・点検するとともに、研修等を通じて役職員の情報管理意識を高め**ていくことが求められます。



「令和6年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～（※）」より抜粋
 ※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20250624.html>

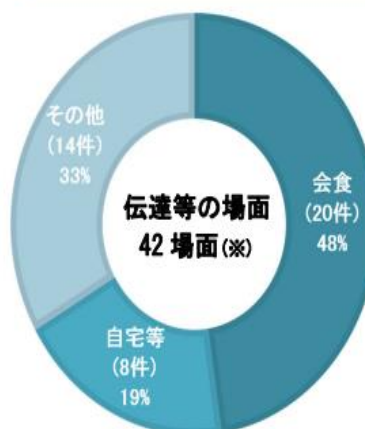
監視委
コラム



情報管理の重要性 ～プライベート編～

ここでは、近年のインサイダー取引による課徴金勧告事案でみられた、会社関係者や公開買付者等関係者が、プライベートな場において、インサイダー情報を伝達した事例などを紹介しています。親族や知人等との会話で、勤務先の話や仕事の内容の話をするにはあるかと思いますが、**何気なく話したことで、その内容によってはインサイダー取引規制の対象となり得ることに注意**してください（たとえ「インサイダー取引になるから取引しないように」と忠告していたとしても、インサイダー取引規制の対象となり得ます）。

また、インサイダー情報の伝達や取引推奨が行われた場面の多くは、友人、同僚、取引先等との「会食」の場でした。気心の知れた人との会食の場においては、普段は話さないようなことでも、ついでが緩んでしまい、話をしてしまうのかもしれませんが、**気の緩みとは言え、インサイダー情報を伝えたり、取引を推奨したりすることで、その結果として、自身のみならず、友人、同僚、取引先等の人達が行った取引が証券監視委の調査の対象となることに注意**してください。



(※) 令和元年度から令和6年度における勧告事案から集計（職務上の伝達を受けた場面を除く。なお、伝達等の場面の数であり、勧告件数とは一致しない。）



不正アクセス行為を手段とした相場操縦事件の告発
(R7.12.18)

告発内容

- 犯則嫌疑法人：株式会社 L & H
- 犯則嫌疑者：犯則嫌疑法人の代表取締役としてその業務全般を統括管理していたもの
- 告 発 先：東京地方検察庁

事案概要

犯則嫌疑者が、犯則嫌疑法人株式会社 L & H の代表取締役として、同社の業務又は財産に関し、財産上の利益を得る目的で、氏名不詳者らと共謀の上、東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場されているウィルソン・ラーニングワールドワイド株式会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、令和 7 年 3 月 17 日

- ✓ 同株券の売買を誘引する目的をもって、犯則嫌疑法人ほか 10 名義の証券口座で連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により同株券を買い付け、さらに、犯則嫌疑法人名義で下値買い注文を大量に入れるなどの方法により同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をし
- ✓ 同株券の売買状況について他人に誤解を生じさせる目的をもって、同株券について、犯則嫌疑法人名義で売り付けると同時期に、これと同価格において B ほか 8 名義の証券口座において買い付けることをあらかじめ通謀の上、売買をし

同株券の価格を上昇させた上、その頃、その上昇させた株価により犯則嫌疑法人名義で同株券を売り付けたという事案であり、悪質性が認められることから、東京地方検察庁に告発したもの。

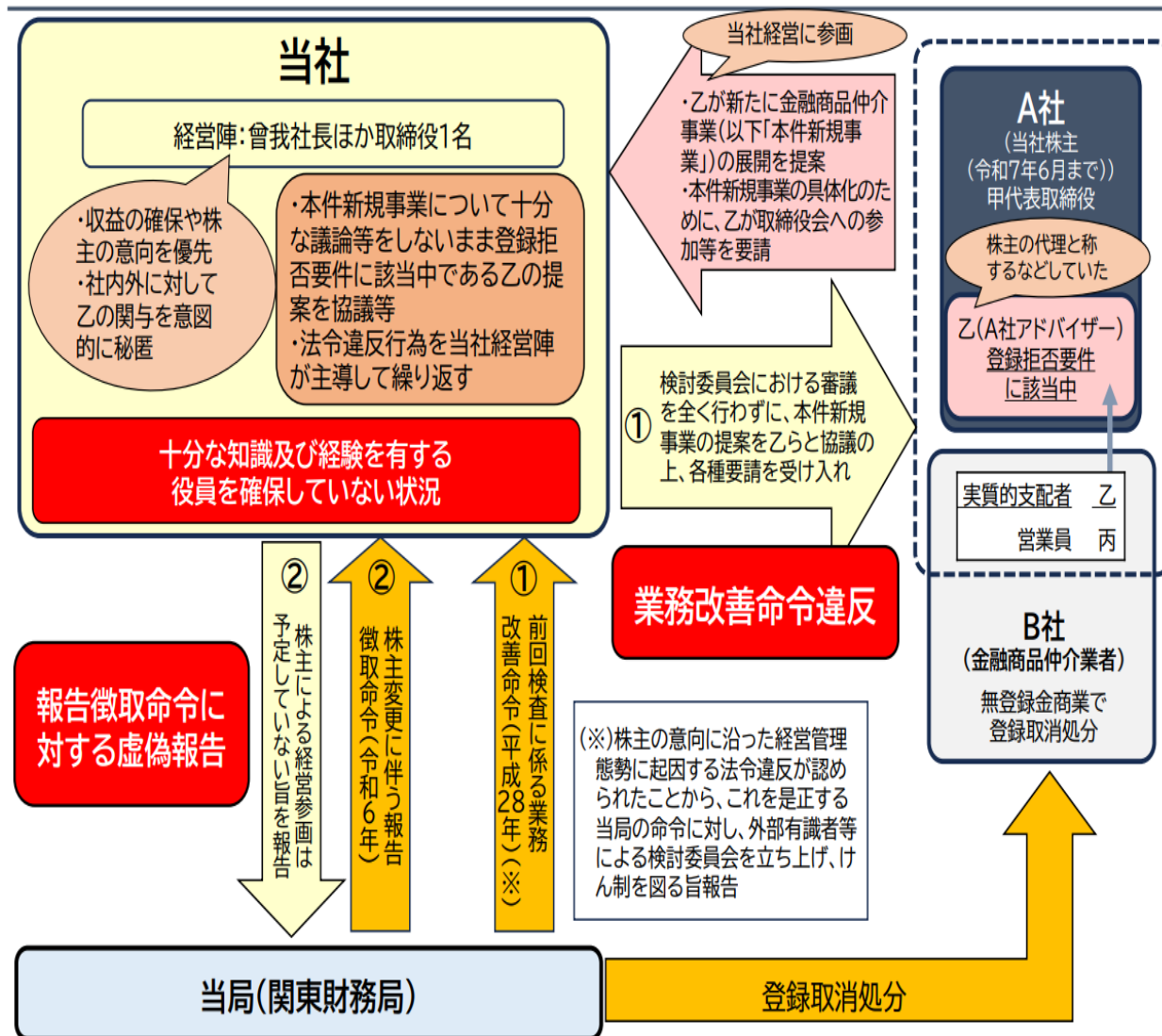
なお、犯則嫌疑法人以外の 10 名義の証券口座は、利用権者のいる証券口座を不正アクセス行為により不正に利用した口座である。

事案概要等

- 第一プレミア証券株式会社（当社）を検査したところ、以下の状況が認められた。
 - ① 経営陣の業務運営が著しく不適切であると認められる状況（業務改善命令に違反する状況・報告徴取命令に対する虚偽報告）
 - ② 金融商品取引業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員を確保していないと認められる状況。
- 当社は、過去に行政処分を受け、経営管理態勢等の強化のために自ら改善策を策定したにもかかわらず、それを履行することなく、株主の意向として登録拒否要件に該当する人物の要請に従い、経営陣が主導して上記の法令違反行為を繰り返していた。このような当社経営陣は金商業の執行について必要となる十分な知識・経験を有していないと認められたもの。

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



無登録業者
事例 1

裁判所への禁止及び停止命令発出の申立て
- Black Clover Limited及びその役員 1名 (申立日：R7.4.25)

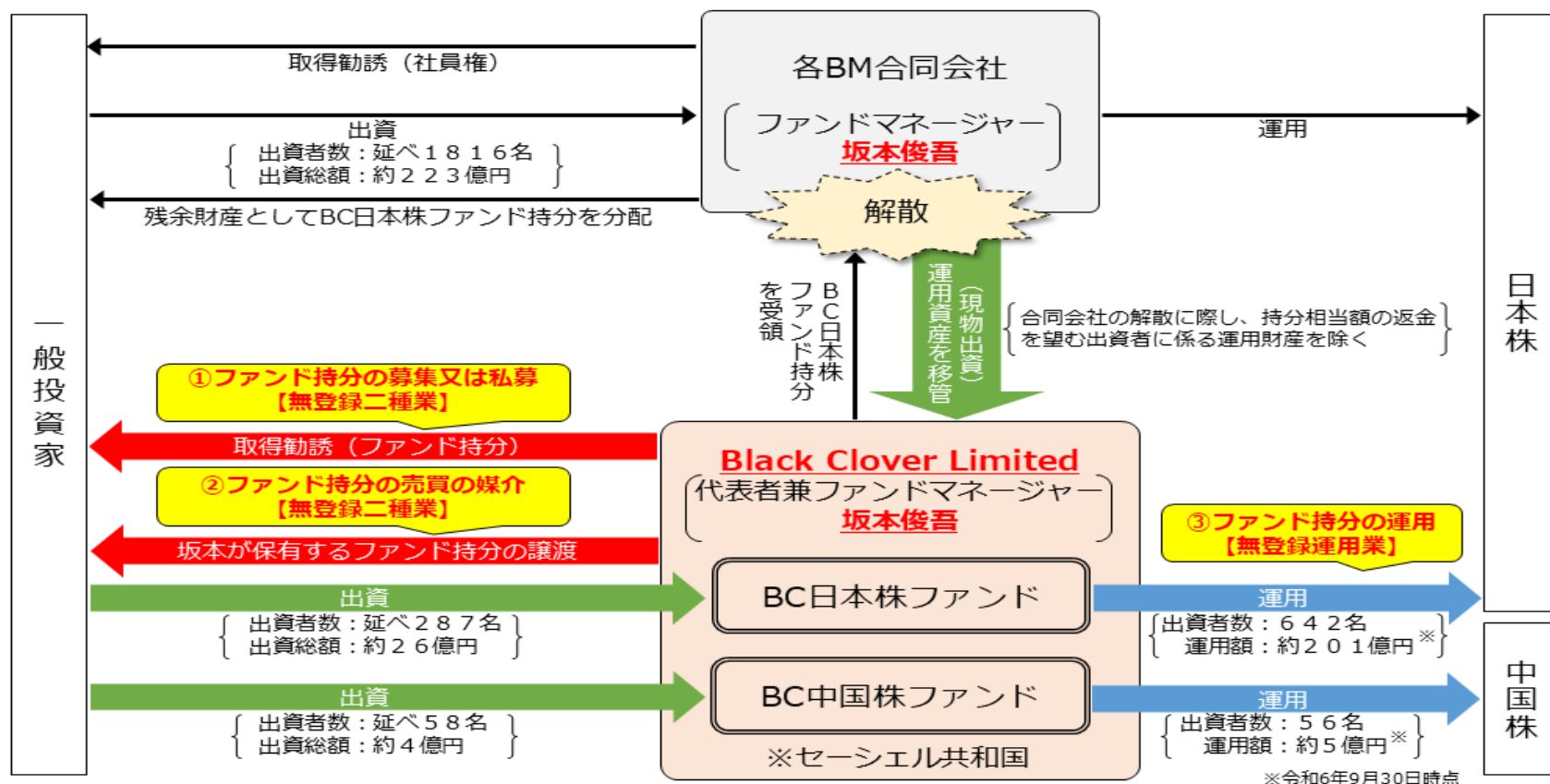


事案概要等

- 被申立人：Black Clover Limited（ブラッククローバー社）及びその役員 1名
- 事案概要：ブラッククローバー社（セーシェル共和国）及びその役員 1名は、ステルスマーケティングなどを利用し、無登録で外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募及び売買の媒介並びに外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の運用を業として行っていたことから、東京地裁に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施。

【本件事案の概要図】

(注) 本概要図は本事案の一部を省略して記載



VII. 開示の適正確保のためのメッセージ

1. 開示の適正確保のために

- ◆ 会計監査は、企業の財務状況・経営成績の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支えるとともに、それが日本経済の持続的な成長につながることの前提となる極めて重要なインフラ。
- ◆ 会計監査人である公認会計士や監査法人におかれては、このことを常に念頭に置きつつ、適切な会計監査の実施と品質の確保に努めていただくことが重要。
- ◆ 不適正な会計処理の実例やその背景・原因、会社自身による再発防止に向けた対応等についてご理解いただいた上で、監査対象会社の経営陣や担当者と十分なコミュニケーションを行っていただくことを期待。
- ◆ 上記及び監査報告書に記載される「監査上の主要な検討事項(KAM)」について、その選定・検討においては、「開示検査事例集」※も参考にしつつ、適切にご対応いただきたい。

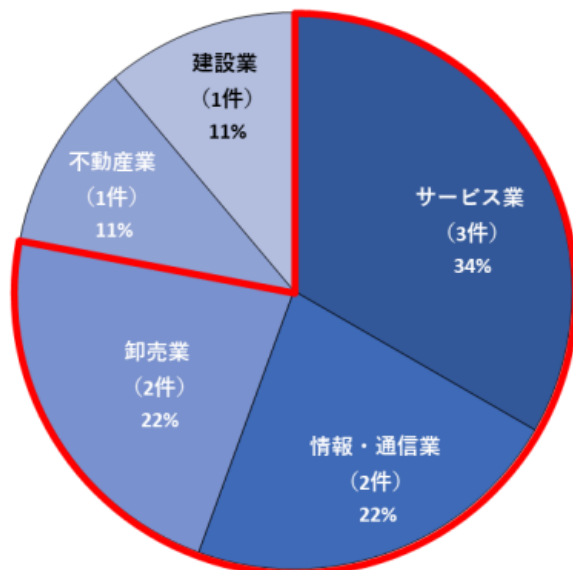
※ 適正な情報開示に向けた市場関係者の自主的な取組みを促す観点から、開示検査の最近の取組みや開示検査によって判明した開示規制違反の内容、その背景・原因及び是正策等の概要を取りまとめたもので、毎年公表
(詳細はウェブサイト参照：<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>)

(参考) 開示規制違反の傾向① (違反行為者の業種別分類)

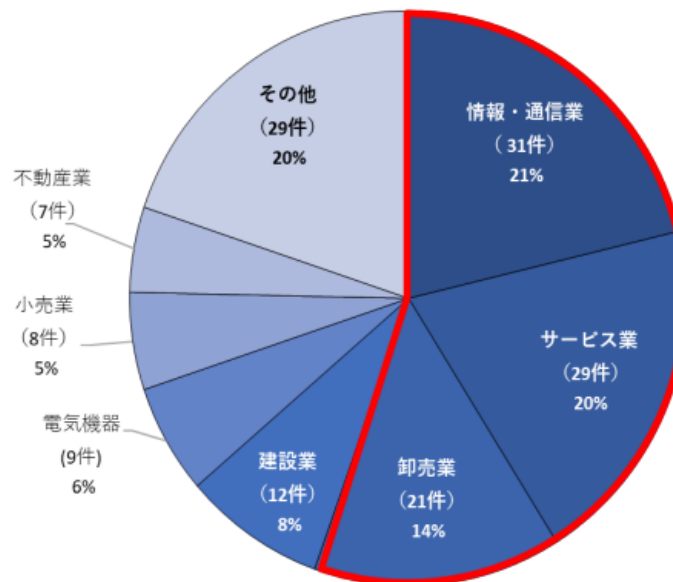
- 令和6年度の勧告事案について、業種別では、サービス業が3件(34%)と最も多く、次に、情報・通信業、卸売業がそれぞれ2件(22%)と続いている。
 - 過去からの累計で見ても、これらの業種の割合は多く、全体の半数以上(55%)を占めている。
- ※ 証券監視委では、日頃より、幅広く有用な情報の収集・分析を行っており、その過程で最近多くの不適正な会計処理が発生しているケースとして、上記業種の他、太陽光発電関連事業や大規模工事等の進捗度に基づき収益を認識する事業、暗号資産関連事業(暗号資産を投資目的として保有していることを含む)等におけるケースを把握。

違反行為者(発行者である会社)の業種別分類

《令和6年度》



《累計(課徴金制度導入以降)》



※ 1 累計値は、年度単位(平成18年度~令和6年度)で集計。

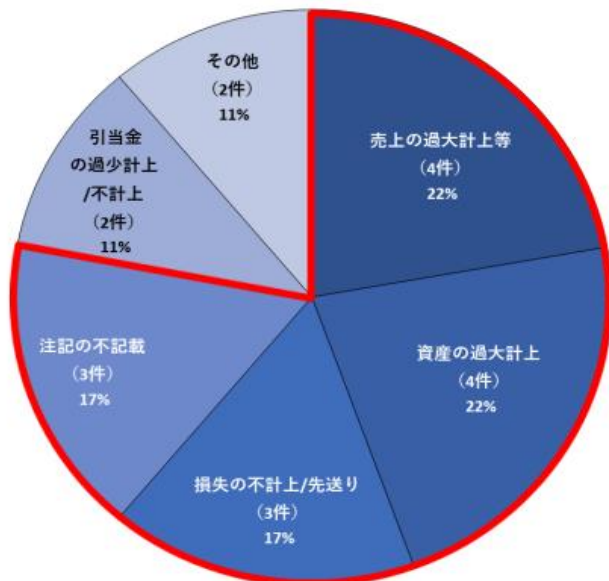
※ 2 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類に対する課徴金納付命令勧告を集計。

(参考) 開示規制違反の傾向② (主な不適正な会計処理等の内容)

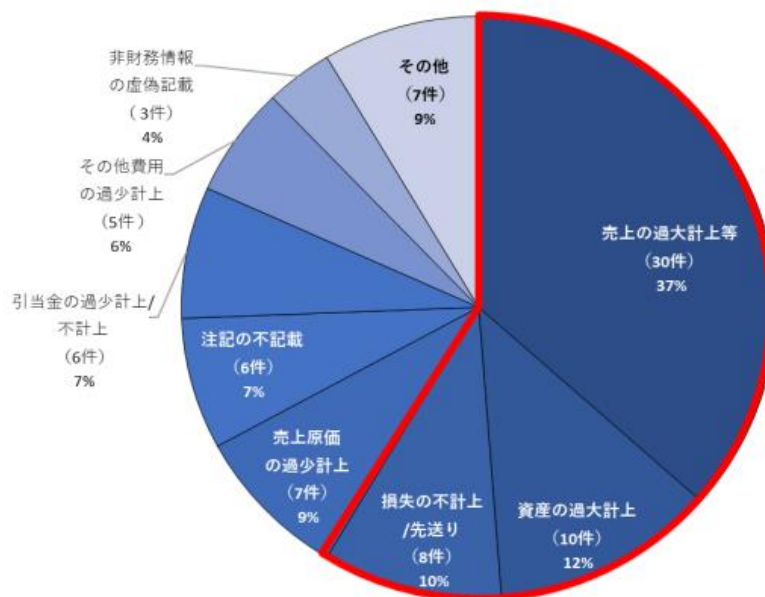
- 令和6年度の勧告事案については、売上の過大計上等、資産の過大計上に関する不適正な会計処理がそれぞれ4件(22%)と最も多く、次に、損失の不計上/先送り、注記の不記載がそれぞれ3件(17%)と続いている。
- 過去からの累計で見ると、売上の過大計上等に関する不適正な会計処理の割合が最も多く、資産の過大計上及び損失の不計上/先送りを含め、全体の半数以上(59%)を占めている。
- また、注記の不記載や非財務情報の虚偽記載といった財務諸表に記載される金額以外にも不記載や虚偽記載が見られ、全体の1割強(11%)となっている。

主な不適正な会計処理等の内容

《令和6年度》



《累計(過去6年度)》



※1 累計値は、年度単位(令和元年度~令和6年度)で集計。

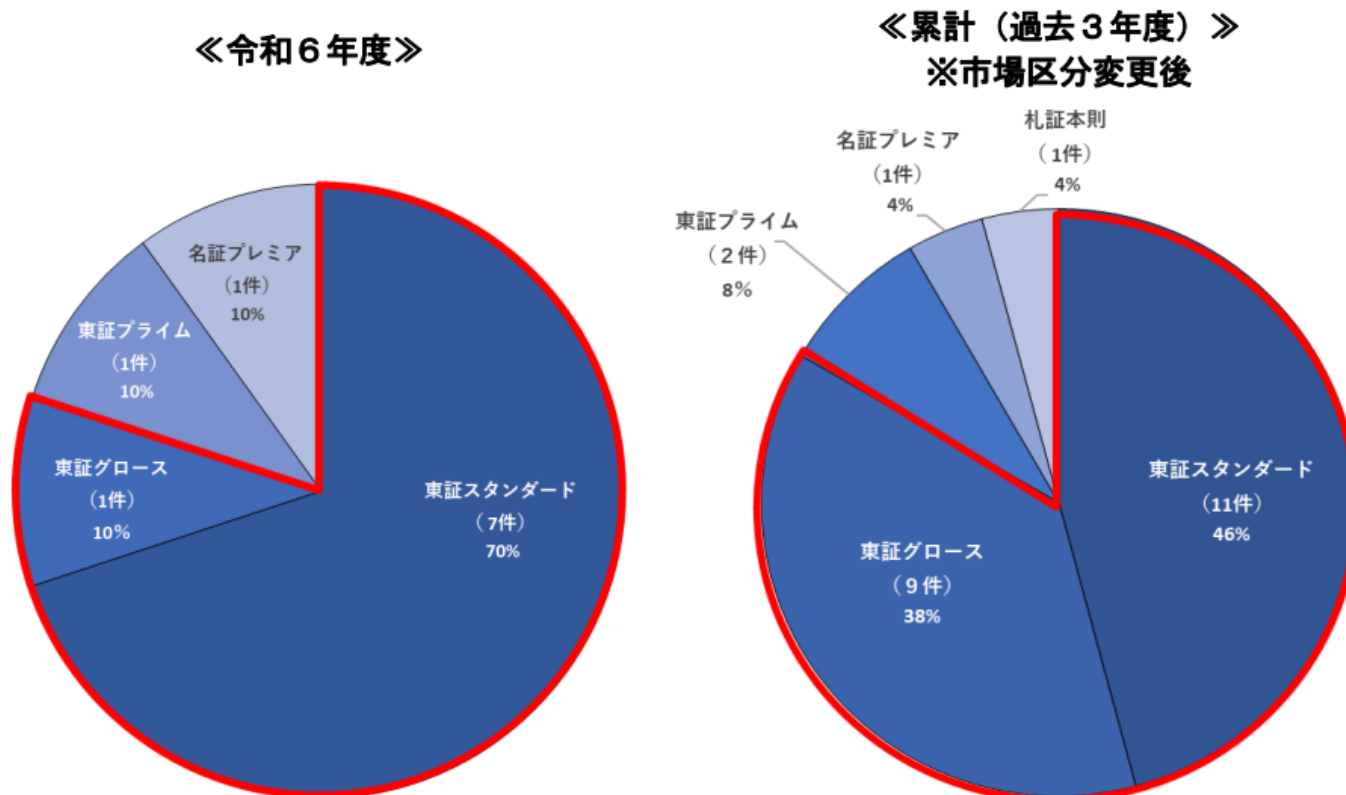
※2 1件の勧告事例において複数の不適正な会計処理等が行われた事例があるため、本図表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

※3 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類における主な不適正な会計処理等を集計。

(参考) 開示規制違反の傾向③ (違反行為者の市場別分類)

- 令和6年度の勧告事案については、東証スタンダード及び東証グロースの上場会社が全体の8割を占めており、このうち、東証スタンダードが全体の7割と最も多い。
- 過去からの累計で見ても、東証スタンダード及び東証グロースの上場会社が全体の8割(84%)を占めており、このうち、東証スタンダードが全体の5割弱(46%)と最も多い。

違反行為者の市場別分類



※1 累計値は、年度単位(令和4年度~令和6年度)で集計。

※2 複数の市場に上場している違反行為者がいるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない場合がある。

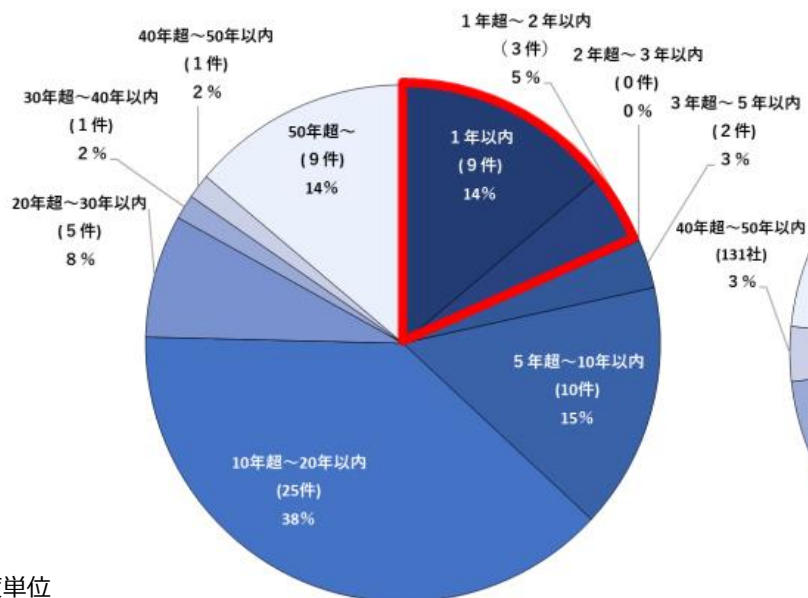
※3 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類における主な不適正な会計処理等を行った違反行為者が上場する市場を集計。

(参考) 開示規制違反の傾向④ (違反行為者の上場期間別分類)

- 課徴金納付命令勧告の対象となった上場会社を上場期間別に見ると、上場後3年以内の会社が全体の2割弱（19%）を占めている。一方、参考となるが、全上場会社の上場期間別分類を見ると、上場後3年以内の会社は全体の1割弱（7%）となっている。
- 上場後3年以内の会社では、不適正な会計処理等を行った目的として、予算・業績目標達成のために行った事案が大宗を占めている。
- なお、不適正な会計処理等を行った目的について、上場期間が長い会社（上場後10年超～20年以内）に目を向けてみると、業績悪化や上場廃止を回避するため、また、従業員の誤謬や従業員による会社財産の私的流用のためといった種々の事案が見られる。

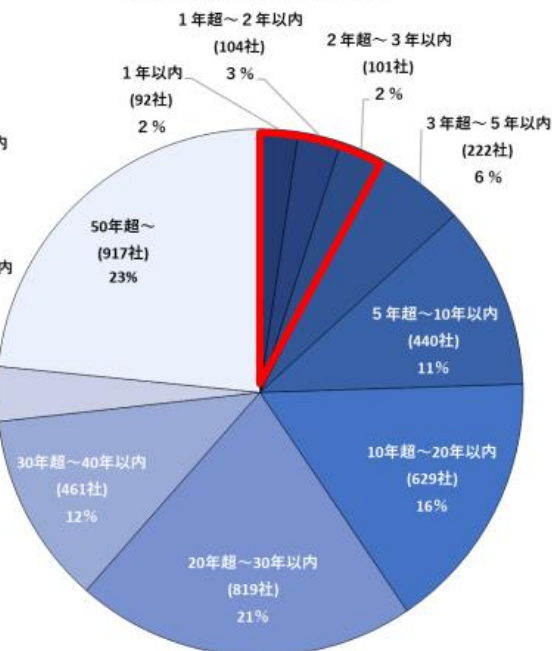
違反行為者の上場期間別分類

《累計（過去10年度）》



(参考：上場会社の上場期間別分類)

※令和7年3月末時点



※1 累計値は、年度単位

(平成27年度～令和6年度)で集計。

※2 違反行為者の上場期間別分類は、上場日から、課徴金納付命令勧告の対象となった発行開示書類・継続開示書類の財務諸表の期末日までの期間のうち最も早い期間で分類のうえ、集計。

※3 上場会社の上場期間別分類は、各取引所（東証・名証・札証・福証）の上場会社（3,916社）を上場日から令和7年3月31日までの期間で分類のうえ、集計。

(参考) 最近の開示規制違反の背景・原因 (1)

令和6年度の課徴金納付命令勧告を行った事案では、開示規制違反が行われた背景・原因として、以下のとおり、共通した項目が認められた。特に、「ガバナンス・内部統制に関する不備」については、対象となる全ての勧告事案において開示規制違反の背景・原因として認められている。

(開示規制違反の背景・原因として共通した主な項目)

- ① ガバナンス・内部統制に関する不備
- ② コンプライアンス意識の欠如
- ③ 会計リテラシーの不足

① ガバナンス・内部統制に関する不備

■ ガバナンスの不備 (ピクセルカンパニーズ株式会社：東証スタンダード市場)

- 資金調達や新規事業の立上げを元代表取締役役に依存していたうえ、当社グループの取締役役は、元代表取締役役に逆らわない人物がほとんどであったことなどから、取締役会による元代表取締役役への監督は機能していなかった。
- 過去、幾度となく外部機関よりガバナンス体制の不備について指摘を受けていたにもかかわらず、その場しのぎで再発防止策を検討しただけであり、本質的にガバナンス体制を見直してこなかったために、改善されることはなかった。

■ 内部統制の不備 (株式会社ヤマウラ：東証プライム市場、名証プレミアム市場)

- 当社及び当社の連結子会社の出納業務や経理業務について、1人の社員に権限が集中していたことに加え、特に連結子会社の経理業務は、1人が担当していた。また、当社及び当社の連結子会社の経理部門に対する内部監査は実施していたが、出納業務・貸付金管理業務の内部監査は未実施となっており、牽制・チェック機能が欠如していた。

(参考) 最近の開示規制違反の背景・原因 (2)

② コンプライアンス意識の欠如

■ 業績至上主義 (株式会社アクアライン：東証グロース市場)

- 当社の代表取締役は、当社が過去に行政庁から行政処分を受けたこと等により、業績が悪化していたことから、利益の増加、経費の節減及び資金調達を円滑に行うことにこだわり、法令を遵守し、適切な財務報告を行うという意識が欠如していた。
- 当社は、コンプライアンス意識の低さから管理部門が組織的に業務を実施できず、内部統制が機能していない状況を改善しなかった。

③ 会計リテラシーの不足

■ 会計リテラシーの不足 (株式会社ガーラ：東証スタンダード市場)

- 当社は、準拠する会計基準等をゲーム開発費等の計上に適用するための実務的な社内ルール等を策定するなど、会計処理を適正に実施し得る施策を整備すべきであったのに、適切な措置を取っていなかった。また、当社の経理部門体制における国際財務報告基準 (IFRS) を含む会計知識も十分ではなかった。

VIII. 參考資料

証券取引等監視委員会ウェブサイト・公表物のご案内



証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券監視委X(旧Twitter)アカウント

X @SESC_JAPAN



※当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、情報提供窓口をご利用ください。

各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等を紹介

・ 課徴金事例集（不正取引編）、開示検査事例集：

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

・ 証券モニタリング概要・事例集：

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>



令和6年度
金融商品取引法における
課徴金事例集～不正取引編～

令和7年6月
証券取引等監視委員会事務局

課徴金事例集（不正取引編）

令和6年度
開示検査事例集

令和7年6月
証券取引等監視委員会事務局

開示検査事例集

令和6事務年度
証券モニタリング概要・事例集

令和7年6月
証券取引等監視委員会事務局

証券モニタリング概要・事例集

証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>



証券監視委の活動状況（年報）

証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの（金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表）

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>



市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、意義・特徴や発生原因、市場関係者や投資家の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

・ 市場へのメッセージ：月1回程度更新

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

